

平成29年第2回定例会会議録（第4号）

平成29年6月13日

○出席議員（25名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
3番	安部一郎君	4番	小野正明君
5番	森大輔君	6番	三重忠昭君
7番	野上泰生君	8番	森山義治君
9番	穴井宏二君	10番	加藤信康君
11番	荒金卓雄君	12番	松川章三君
13番	萩野忠好君	14番	市原隆生君
15番	国実久夫君	16番	黒木愛一郎君
17番	平野文活君	18番	松川峰生君
19番	野口哲男君	20番	堀本博行君
21番	山本一成君	22番	三ヶ尻正友君
23番	江藤勝彦君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	猪又真介君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	中野義幸君	総務部長	樫山隆士君
企画部長	悴田浩治君	観光戦略部長	田北浩司君
経済産業部長	松永徹君	生活環境部長	伊藤守君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	大野光章君	建設部長	狩野俊之君
共創戦略部長	原田勲明君	消防長	河原靖繁君
教育参事	湊博秋君	総務部参事 兼市民税課長	内田剛君
財政課長	安部政信君	総務課参事	本田壽徳君
総合政策課長	本田明彦君	観光戦略部参事	永井正之君

温泉課長	白石修三君	産業政策課長	花田伸一君
市民課長	濱本徹夫君	環境課長	松本恵介君
福祉政策課長	江上克美君	次長兼子育て支援課長	勝田憲治君
高齢者福祉課長	安達勤彦君	健康づくり推進課長	中島靖彦君
都市整備課長	橋本和久君	建築指導課参事	豊田正順君
自治振興課参事	久恒美千代君	防災危機管理課長	中西康太君
学校教育課長	姫野悟君	次長兼社会教育課長	高橋修司君
スポーツ健康課長	梅田智行君		

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	次長兼議事総務課長	挾間章
補佐兼総務係長	河野伸久	補佐兼議事係長	浜崎憲幸
補佐	佐保博士	主査	安藤尚子
主査	佐藤英幸	主査	矢野義明
主事	橋本寛子	速記者	桐生能成

○議事日程表（第4号）

平成29年6月13日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（堀本博行君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 4 号により行います。

日程第 1 により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○14 番（市原隆生君） 後ろから声援をいただいて、しっかり頑張ってもらいます。6 月議会は、毎年そうなのでしょうけれども、執行部の方の中では初めて答弁に立たれる方があって、大変緊張されているというお話もお聞きします。私もここに緊張感を持って立っておりますけれども、なるべくリラックスをして、ただ内容については市民福祉また生活が向上するようにしっかりと頑張ってもらいたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

質問の通告の順番に従って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

初めに、市営住宅の建てかえ計画についてということで上げさせていただいております。

市営住宅も徐々にリニューアルをして、建てかえが進んでおりますけれども、なかなか進んで……、入居者の方が全員退去されてから進めていくということでもあるようですから、なかなか進んでいかない部分もあるようです。ただ人口減少社会という中で別府市内の人口自体も少なくなっていく中で、これからの市営住宅の施策というのはなかなか難しいものがあるのではないかとこのふうにも思っております。

そういった中で、やはり老朽化した住宅をそのまま使っていくことができないということで、これからの計画、建てかえの計画ということも進められているところでありますけれども、この市営住宅、これからのあり方、建てかえ計画、これからどのように進められていくのか。まず最初に、この点からお尋ねをしたいと思います。よろしく願いします。

○建築指導課参事（豊田正順君） お答えをいたします。

別府市公営住宅等長寿命化計画におきまして、現在の管理戸数 2,567 戸を平成 37 年度までに約 2,300 戸程度に削減することとなっております。これに従いまして、住みかえ間近の住宅及び用途廃止をされた住宅につきましては、他の住宅への住みかえのあっせんを行いながら、新規入居者の募集を停止しており、結果としまして入居の世帯が減少をしている状況でございます。

○14 番（市原隆生君） 部屋の数減らしていくということは、これからそうなのかなというふうにも思っております。その中で 1 棟、何軒か入れる住宅があるわけですが、その中で徐々に退去されていく中で新たな募集をしないということで、その棟を空かしていくという手順になっているかというふうに思います。ただ私が聞くところによりますと、この 1 つの棟の入居者が全員おられなくなるまでの間、その棟を維持管理していく費用というものがかかるわけですが、その扱いについていかがなものかというような声を聞いているところがございます。これは別府市が計画的に進めていることでありますので、その辺、別府市もある程度の計画に対しての費用負担ということも考えておられることとは思いますが、入居者の方に余分な負担がかからないようにという配慮も必要ではないかというふうに思っております。

これは、今回この問題提起させていただくに当たりまして、ちょっと早急な部分があったかと思っておりますので、当局のお答えをまずお聞きをしたいと思いますけれども、そこについてお答えをまずお願いいたします。

○建築指導課参事（豊田正順君） お答えをいたします。

入居者の方が使用しました電気代、あと浄化槽の維持管理費などの共益費につきましては、原則入居者の方に負担をお願いしております。しかしながら、今後、御指摘の住宅入居者の方からの状況をお伺いし、県や他市、同様の事例につきまして調査をいたしまして、

対応方法を検討したいというふうに考えております。

- 14番（市原隆生君） この今回の質問では余り深くお話ししませんが、本当に入居者の方に不当な、「不当な」ということはよくないと思いますけれども、余分なこの費用の負担というものがかからないように、しっかり精査をして対応してあげていただきたいというふうに思っております。やはりこの市の政策として老朽した棟に関しては、新たな入居者を募集しないという方向でやっているわけでありますから、部屋が埋まっていないというのは、当然そこに入居者の方を入れないようにしているとか、そういう問題でもありません。そこはきちっとやっていただきたいというふうに思います。

今回はこの程度にしておきたいと思っておりますけれども、その中でなかなか計画で老朽化してきた市営住宅の棟を、計画的に入居者の方が全員いなくなると、その後この建物を崩して新たな市営住宅の建設を計画しているということでありますけれども、なかなか退去されないで1軒2軒残ってというところも多いのではないかとこのように思っております。そういった中で当初立てた計画が、なかなかその計画どおりに運んでいかない部分もあるかというふうに思います。そういったところで、新たな市営住宅の戸数が確保できないというようなときに、ある市なんかでは、民間の空いているアパートを借り上げてみなし市営住宅のような形にして利用しているところもあるかというふうに聞いております。こういったところ、別府市内におきましても、結構民間のアパートが空いているということがありますから、市営住宅を今後さらに部屋数をふやしていくという方向にはいかないというのは、この民間のアパートの余っている戸数に照らしても、それは当然のことかなというふうにも思っておりますけれども、この余っているアパートの部屋を利用して、市営住宅としての扱いをしていくというような考え方はないのでしょうか。その点をお尋ねしたいと思います。

- 建築指導課参事（豊田正順君） お答えをいたします。

議員御指摘のいわゆる借り上げ住宅につきましては、用地取得費が課題となる大都市部においては先行事例がございます。本市におきましては、短期間での制度利用を考えておりまして、建てかえ時に制度利用が可能か調査をしたいというふうに考えております。

- 14番（市原隆生君） やはり別府市内、高齢者の方が年金をいただきながら結構ぎりぎりの線で生活されているという方もよくお聞きをします。そういったなかなか住宅にお金をかけられないというような事情もありますので、ぜひともそういう安く入居できる住宅の提供ができるというふうにおきましては、今後そういったことも考えていただけたらというふうに思っておりますけれども、今回はこの程度にして、次の質問に移りたいと思います。ありがとうございました。

次に、御当地ナンバーについてお尋ねをしたいと思います。

以前に、この質問をさせていただきました。私が1期目の2年目ぐらいだったかというふうに思います。当時の議長さんが、国の制度が変わって、多分10万人の署名というふうにお聞きをしたかと思うのですが、そういったことがあれば陸運局の事務所が県に1個、大分県は大分市に1個あるわけですが、その中でも新たな大分ナンバーのほか、例えば別府であれば「別府」ナンバーとか「別府温泉」とかいう形でつけてナンバーができるというようなことがありました。署名を集めたいけれども、10万人という別府市内だけでは集まらぬなということを、当時の別府市の議長さんからお話をちらっと聞いたことがありました。

その当時にできたナンバー、近くでいうと山口県だと下関ナンバーなんかも、その当時できたのではないかなというふうに思います。山口県も山口市に1個だけ当時陸運の事務所があっただけですが、その中で下関ナンバーができたのだというふうに感じました。有名なところだと、富士山ナンバーというのも、先日5月の連休のときにもちよ

うど私の前を富士山ナンバーが走っておりましたけれども、そういった県をまたいでナンバーもできるというようなことがあります。

この5月の末に国土交通省のほうから、また新たな御当地ナンバーの展開をするというようなニュースがありまして、以前私が質問させていただいたことをちょっと思い出しまして、当時、浜田市長は大変何か、それはいい案だということで大変乗り気の答弁をいただいたのが、ちょっと記憶にあったのですけれども、国交省も今度そういった地域振興のためにということで御当地ナンバーの展開を新たにすることもありました。以前に質問した経緯もあるわけですが、現状を市ではどのようにお考えなのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○総務部参事兼市民税課長（内田 剛君） お答えいたします。

原付バイクのオリジナルナンバーについて、以前議員のほうから質問がありまして、これは平成20年なのですけれども、協議をした経過があります。現在のところ、一般財団法人日本経済研究所によると、平成28年10月現在で441市町村が原付ナンバーのナンバープレートの御当地プレートを導入しております。導入の目的は、まちへの愛着が深まる、まちのPRになる、また交通安全などが上げられております。

大分県内では、平成29年6月時点で5市1町が導入済みであり、ことし7月に1市が導入予定です。導入の目的は、合併による市制10周年記念、観光PR、郷土に対する誇りや愛着を深めてもらうこととなっております。

別府市においては、議員の提案により平成21年度にオリジナルナンバープレートの導入を検討いたしましたけれども、金型制作費が252万円であり、総額363万円の費用が必要になったということで、この分は費用対効果の面で見送った経過がございます。

○14番（市原隆生君） 当時としてはいたし方ない判断なのかなというふうな気はしておりました。やはり費用対効果というのが非常に言われていた時期でありますし、そこでこの費用をかけて導入なのかという部分もあったわけですが、今回、国土交通省がやっているこの事業については、全国のニュースで報道されていたというふうに思いますけれども、この国交省が今度やろうとしている事業ですけれども、これはどのような形で進められているのか、その点いかがでしょうか。

○総務部参事兼市民税課長（内田 剛君） お答えをいたします。

国土交通省は、これまでラグビーワールドカップ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の特別仕様ナンバープレートを導入し、大会の機運の醸成を図っております。大分県においても一般財団法人大分県自動車整備振興会が、ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートの受け付けを行っており、ワールドカップのロゴや図柄入りのナンバープレートを交付しております。また、今、議員お尋ねの分の国土交通省の新たにナンバープレートを地域振興、観光振興に活用する目的で地方版図柄入りナンバープレートの導入地域の募集を6月から始めております。導入の基準の1つに、複数の自治体が存在することとあり、現在、大分県が主導して、ことしじゅうに大分版図柄入りナンバープレートを国へ申請するよう目指しているところです。申請が認められれば、平成30年10月ごろ交付開始の予定となっております。

○14番（市原隆生君） 大分県もそういった形で、真っ白い板ではなくていろんな図柄が入っているものを今検討中だということでありました。これはなかなか費用もかかるということでもありますけれども、今、市長が進めておられます「湯～園地」計画を通して広い範囲で別府市の名前というのが浸透しているのかなという気がしております。例えば、最初原付のナンバープレートにしましても、これは市内だけでしか走らないわけですが、やはり交通安全、また別府市に対する愛着等醸成する意味もありまして、今回、こういったタイミングで、また国土交通省も自動車のナンバーに対する取り組み等もある中で、い

タイミングなのかなという思いもしているわけですが、費用対効果というのも当然考えないといけない部分もあります。今後、その方向としてどのようにお考えなのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○総務部参事兼市民税課長（内田 剛君） お答えをいたします。

「湯～園地」計画は大きな反響を呼び、別府温泉の話題は全国、そして海外へ広く発信されております。また、「元気な別府発信(ありがとう事業)」では、5月31日に「恩泉トラック」第1便が出発し、PR動画「別府温泉の恩返し」を通じて全国へ別府市民の感謝の気持ちを発信しております。

原動機付自転車の御当地プレートは、まちへの愛着を深める、まちのPRを図るなどを目的に全国の市町村が導入しております。導入に当たりナンバープレート制作費用等の費用負担が発生いたしますが、さらなる別府PRの1つとして、また市民の皆さんに、より別府への愛着を持っていただくための事業として、再度効果の検証を行いながら導入の可否について検討していきたいと考えております。

○14番（市原隆生君） ささまざまな事情が周辺にはあるわけですが、そういったこともいろいろ勘案していただいて、ぜひともいい結果を出していただけたらというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

では、次に学校給食についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願ひします。

まず、給食の運営についてでありますけれども、給食費の滞納というのが、どこもまだ解決をされない部分だというふうに思っておりますし、やはりこの給食費の会計につきましては、個別会計といたしますか、それぞれの学校で全部自己完結といたしますか、それぞれの学校で完結させるというような形で進められております。

まず初めに、この給食費の滞納について、現在の状況についてお尋ねしたいと思います。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

滞納世帯の対応については、スポーツ健康課でフローを作成し、各学校に対応をお願いしています。各学校では、3カ月以上滞納している家庭へ督促状を送付し、納入の依頼をしています。毎年12月の時点で督促状を送付しましたが、一度も納入がない世帯や卒業生の世帯については、弁護士名の文書を送付して納入をお願いしています。また、学校から要請があれば、スポーツ健康課も家庭訪問に同行することにしております。

○14番（市原隆生君） なかなか対応してくれないといたしますか、反応してくれない家庭については、そういった形で学校の手を離れてということでもありますけれども、その効果は上がっているのか。その辺はいかがですか。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

学校へ連絡が入り、納入をする家庭や、一括では難しい場合は分割納入をする家庭もあります。また、連絡がないままの家庭もある状況です。

○14番（市原隆生君） 今答弁の中で連絡のない家庭というのはどうなのかな。以前からそういった問題があるわけですが、やはり前回言われておりましたけれども、連絡のないところというのは、払えないのではなくて払わないというような部分があるかというふうに思います。そういった、悪質だというふうに言っているのかと思いますけれども、そういったケースについてはどのように対応しているのでしょうか。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） スポーツ健康課では、学校と協力して滞納家庭への納付の働きを続けていきたいと考えております。

○14番（市原隆生君） 結局、学校給食の給食費というのは、それぞれの学校で完結させていただくということで、学校で集まった給食費の範囲の中で食材を買い、また調理をしていただいているというふうに思います。ですから、例えば何人か払わない家庭があると、そこは払わないまま、ただで給食を食べている。払っている家庭というのは、その払わな

い家庭の分も賄っているというのが現状だというふうに思います。それはもう以前からずっと指摘されていることでありますけれども、そういった問題を抱えている中でやはり公会計、これはそれぞれの行政が給食費については負担をするというふうにかじを切ったところもあります。

これ、ちょっと質問、やりとりの中では言っておりませんでしたけれども、教育長はもうずっとこの問題については、私のやりとりの中でずっと聞いていただいていると思います。今後、この公会計の導入についてはどのようにお考えなのか。また、全然変わっていないのか。これまでになかなかこの問題を取り上げてこれなかったので進展をしていないのかもしれないけれども、改めてお尋ねをしたいと思いますけれども、教育長、いかがですか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

以前もこの給食費の滞納につきましては、教室の中にいろんな子どもさんがおられますけれども、いろんな家庭状況がございます。ただ給食費を未納のまま自分が給食をいただいているという、そういう姿を見ますと、本当に心が痛む状況でございます。PTAさんにもお願いしながら、そういう大人としての義務と、そういうものを責任をしっかりと果たしてほしいというような意識で、今後また校長会あるいはPTA会長さんを通じながら、もう少し子どもの教育に真剣になっていただきたい、そういうような大人としての義務を果たしてもらいたい、そういうふうに思っているところでございます。

○14番（市原隆生君） もちろんそうですけれども、公会計の導入についてはどのようにお考えか。そこを。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） 別府市では、学校給食法第12条2項に、学校給食費は、学校給食を受ける児童また生徒の保護者の負担とすとなっておりますので、今後も保護者の皆様で御負担いただきたいと考えております。

○14番（市原隆生君） そうですね、そのようにはなっておりますけれども、そこを越えて公会計に踏み切った行政もあります。公平を期すという部分では公会計の導入、または児童手当も、そこからの徴収が可能にできるようにというようなことも今後検討していただけたらというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、残菜についてお尋ねをしたいと思います。

最近、食品ロスをなくそうということで、さまざまところでの取り組み、これは学校だけではなくて飲食業の中でもこの食品ロスをなくすという取り組みがされているかと思えます。先日もある懇親会という席でも、なるべく出てきた食材、食べ物を残さないようにしようということで、そういったなるべく食べる時間を、お酒をつぎ回るだけではなくて食べる時間を積極的に持って、なるべく残らないようにしようというような会もありました。特に学校給食の残菜というのは、非常に人数がかなりおるわけですから、一度に出てくる量というのは大変な量があるというふうに思っております。

この残菜の量、そのことについて、現状どのぐらいの量があるのかということと、それからその量についてどういうお考えを持っているのか、その点をまずお尋ねしたいと思います。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

平成28年度について、市内小学校から排出される残菜量は2万4,981キログラムです。学校給食共同調理場は2万982キログラムでした。この残菜量を個人ごとに算出してみますと、1人平均1食につき20グラムになります。この残菜を減らす取り組みがさらに必要になってくると考えています。

○14番（市原隆生君） そういう個人で割ると本当に、20グラムという、本当に少ない量かもしれないけれども、やっぱり合わさってくると相当な量になるということで、ここ

を本当に減らしていただきたいということと、この質問の項目を取り上げたのは、私も今、中学校に毎月挨拶運動に参加させていただいているのですけれども、5月に新入生の方がどんどん上がってくる中で、大変小柄な子が多いというのを非常に感じております。中学校3年間でかなり成長される。そういった場面も目の当たりにしているのですけれども、ことしは特に小柄な新入生、1年生が多いなどということを感じておりました、先ほど申し上げましたけれども、中学校3年通っている間にもかなり成長したなというような話を、一緒に挨拶運動に立っている民生委員の方ともお話をするのですけれども、小学校のときに余りそういった成長に対していろんな要素が少なかったのかというようなこともあるのですけれども、やはりなかなか今、就学支援を受けている子どもが多いという中で、家庭できちっと食事ができているという生徒も、家庭でちゃんと食事ができていないのではないかとという生徒もかなりの数がいるのではないかとというような予想もできるわけでありませぬ。

そういった中でやはり今学校給食の占めるウエートというのは、1日の栄養を摂取するという中でかなりウエートを占めるというか、そういった意識を持ったほうがいいというふうには私は考えております。なるべくそのロスをなくし、残菜をなくして、できるだけつくったものを食べていただく。そういった努力というのはやはり必要ではないかというふうには思っております。これは、この残菜のことについては以前にも質問をさせていただきました。その中で子どもたちのやっぱり好み、余りにも好みに偏っていくというのはよくないわけではすけれども、やはり味つけとか食感とかいう、最近の子どもたちの好みというのをきちっと聞いてその調理に当たるということは、残菜を減らしていく1つの方法ではないかというふうには思っているのですけれども、こういった作業、子どもたちにもアンケートといいますか、そういったことに取り組んでいるのかどうか。その点はいかがでしょう。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

別府市教育委員会では、月に1度、市内の栄養教諭が集まり献立検討委員会を開催し、その時期に合った献立を持ち寄り、市内の小学校や共同調理場で活用しています。現在、別府の特産品の別府湾ちりめんを使ったオリジナルレシピの考案や、県産品を使った地産地消の献立を学校給食に導入し、地域への関心を示し、給食を残さず食べることを指導しています。また、小学校では児童に向けてアンケート調査を実施し、人気の高いメニューをリクエストメニューとして給食で提供し、年度末の子どもたちのお楽しみのメニューとなっております。大変喜ばれていると聞いております。今後も人気あるメニューだけではなく、子どもたちの意見を聞きながら、子どもたちの成長に欠かせない栄養バランスのとれた給食が提供できるようにしていきたいと考えています。

○14番（市原隆生君） そうなのです、小学校は個別調理でそれぞれ細かく対応していただいているのは、本当に前からもお聞きをしておりますし、素晴らしいことだというふうには思っております。ただ中学生以上は、やはり共同調理でしていただいているわけではすけれども、なかなか、ここはどうなのですか、今御答弁の中で、僕は小学生に対してはやはり細かく対応していただいておりますことも、今の答弁からわかりましたけれども、中学生に対してはどうなのかなという、その点を今ちょっと触れられていなかったような気がするのですけれども、例えばここに、全部とは言いません、1校だけでもそういった調理にかかわる方の会議のときに、例えばこの学校は一回ちょっと中学校の生徒たちの意見を聞いてみたというようなことを持ち寄って、そういう会合がされているのか。その点はいかがでしょう。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

小学校は、現在単独調理場で調理をしております。比較的臨機応変な対応ができる状況

ではあります。中学校の場合は共同調理場ということで、なかなか細かなところが行き届いていない状況ではあります。今後とも検討していきたいと思えます。

- 14番（市原隆生君） いや、細かい対応ができないとかではなくて、やはり子どもたちの意見をきちっと聞いていないからではないかというふうに私は思いますよ。きちっと聞いて、持ち寄って検討していただければ、その年の中学生の好みというか、そういったものを共同調理場の中で反映させていただいたらいいのであって、それは、私はちょっと今の答弁は違うというふうに思いますから、それはそういう対応をしていただきたいということを、この質問でお願いをしたいところであります。そこはよろしく願いいたします。

今後も食品ロスをなくすための考え方、どのように今の時点で考えておられるのか。この点はいかがでしょうか。

- スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

今後も献立の考案や県産品を取り入れた食品の選定を行うなど、給食の魅力を高めていくことで残菜量の減少を図っていききたいと思えます。また、楽しく食事をすることや食習慣の形成を図るなどの給食指導も行っていききたいと思えます。現在、別府市学校給食調理員による食育活動を、御当地ヒーロー「食育戦隊タベルンジャー」として、給食のない土日・夏休み等に小学校や市の行事に出演し、食の大切さ、バランスよく食べる大切さを伝えていきます。さらに、保護者の皆様方に学校給食献立レシピ集の配布や給食試食会を開催し、学校と家庭が協力し、学校給食に理解を示していただけるよう取り組みをしていききたいと考えております。

- 14番（市原隆生君） よろしく願いします。本当に中学校の間で特にやはり就学支援を受けて、なかなか家庭の中で親が子どもの面倒をきちっと見られていないのではないかとというようなところも感じるところがありますし、食事の部分だけでも1食、本当にきちっと栄養をとらせてあげられるような、そういったこの給食に対する対応というのもよろしく願いをしたいというふうに思っております。

では、次の質問に移ります。婚活についてお尋ねをしたいと思えます。

これは前にもお尋ねをしましたし、今、議長で座っております堀本さんから、何回も今まで議会で取り上げられていました。今、このやりとりをする中で、民間で活発に開催をされているということをお聞きしましたけれども、どのような内容で別府市内これがとり行われているのか。その点についてお尋ねをしたいと思えます。

- 自治振興課参事（久恒美千代君） お答えいたします。

現在、別府市における婚活は、民間主導という状況でございます。市内では別府商工会議所女性会によるカップリングパーティーやバスツアー、また「みらコン」と題して大分みらい信用金庫同友会主催の婚活パーティーが毎年開催されており、毎回何組かのカップルが誕生し、御成婚された方もいらっしゃると思えます。さらに、平成27年度からは、NPO法人による婚活運動会や、親御さんを対象にした結婚に関する無料相談会等、市内においてもさまざまな婚活イベントが行われております。

- 14番（市原隆生君） そこで、以前にもこの議会でさまざまな形で取り上げられてまいりましたけれども、こういった民間が活発にされているという中で、行政としてはどのようにかみ合っているのか。その点はいかがでしょうか。

- 自治振興課参事（久恒美千代君） お答えいたします。

行政といたしましては、こういった取り組みの情報をわかりやすく整理した形で広く発信し、結婚を望む多くの方に御参加いただけるように支援をしているところでございます。市といたしましては、こういったイベントの情報をなるべく多くの方に知っていただくよう市報への掲載、チラシ、ポスターを市庁舎、男女共同参画センターのカウンター、地区公民館、そして商工会議所、青年会議所の窓口などへも設置をお願いしております。また、

各自治会にも配らせていただき、地区での回覧をしていただいております。そのほか、別府市の後援やNPO法人主催の親御さんによる婚活無料相談会におきましては、男女共同参画センターあす・べっぷを会場として活用していただくなどの支援も行っております。

- 14番(市原隆生君) ありがとうございます。今、さまざまところでPRをしているということでありましたけれども、今お聞きした中でそういった未婚の方、また結婚をこれから考えておられる方に当たるのかなという、何か余り当たらないようなところが多いのではないかな。やっぱりそういった方がおられる会社とか、例えばホームページにも載っていませんし、そういったことがわかりやすいところで努力をされているようにはちょっと見えなかった。努力をさせていただいているとは思いました、今の。たくさんの方でこういうPRをしているということですから、努力をさせていただいているようではけれども、未婚の方には余り当たっていないのかなというような気がするのですけれども、その点をもう少しちょっと、いいPRができるようにちょっと考えていただけたらと思います。(発言する者あり) 知らない人も言っていますけれども、こういったPRが行き届いていないということでしょうから、ぜひPRが行くようお願いをしたいと思います。

国東市では、本当に市長が音頭をとってやっているということが、いろんなことで、テレビでも取り上げられて、これは何かテレビ局を呼んでやったとかということをしていましたけれども、市長が結構音頭をとってやっているということもお聞きをしました。

市長も、何か答えにくい部分があるのではないかとというふうに、さっきお聞きをしました。余りそこまで頭が回っていないということでありましたけれども、本当にこれはいろんな方が注目していただけるように、また長野市長が誕生したときに、やはり別府の人口を、人口減少を食い止めるのだということを手を挙げられたというふうに記憶をしておりますし、さまざまな取り組みをしていただく中で多くの人に別府に来てもらおう、移住をしてもらうということも、大変鋭意進められているわけでありましてけれども、やはりおられる中でそういうカップルをつくり、また結婚を促し、この中でそういった子どもさんをふやしていくということは、やはり一番合理的で理にかなっているのではないかな。そこにこれからさらに目を向けていただきたいというふうに思うわけではけれども、その点いかがでしょうか。ちょっとうなずきながら話を聞いていただいておりますけれども、御答弁があれば、市長、お願いします。

- 市長(長野恭紘君) お答えいたします。

確かに婚活はそれぞれの市町村、場合によっては都道府県が主催をしてやっているというのを、たくさん私もお聞きをしております。私自身にも、いい人を紹介してほしいというところで、非常に多くの方が、私が抱えているだけでも10件以上はあります。結婚したい方はたくさんいらっしゃるのかなというふうに思いますが、確かに職場の環境であるとかタイミングの関係でそういう出会いの場というのを逃しているというのものもあるのかなというふうに思います。

民間の方々が非常に婚活のイベントを積極的にやられているので、それをサポートして今までもきましたけれども、そういった婚活イベントを行政がもう少しかかわったところで積極的に行っていくというの、今後考えていくのもいいのかなと。余り出しゃばりと言われぬように、私が出るのではなくて、ほかの方が中心的な役割を担っていただくということで開催をしていくということも考えていくといいのかなというふうに、個人的には考えているところでございます。

- 14番(市原隆生君) そう思います。本当に市長が全部出ていくということではなくて、やはり別府市も積極的に応援をしていると。やはり市長が掲げられた人口減少をとめていく中で、こういったことも積極的にやるのだという姿勢が、今はなかなかちょっと見えて

いないのかなという気がしますので、ぜひ積極的なかわりを今後お願いしたいというふうに思って、この質問を終わります。ありがとうございました。（「あなたが部長になって、婚活担当部長になって」と呼ぶ者あり）だそうです。

では、続きまして、交通安全対策についてお尋ねをしたいと思います。いいでしょうか。

この質問につきましては、毎月2回ぐらい地元の自治会長さんと一緒に交通安全に立っているのですが、その中で立っているからこそ気がつく部分といいますか、なかなか道路上の白線等が消えて時々危険なことになったりということが、目の当たりで起こっております。それぞれの自治会で交通安全にかかわる方もおられますし、当然自治会長さんたちも自分の目の前でそういったことが起こっているわけですが、こういった白線等、道路にもともと施してあるそういったものが消えかかっている、また横断歩道が消えかかっているというようなときに、警察に言ったけれども、なかなかできぬのだけれども、どうかならぬかなというふうに相談を受けることが、ここ最近続きました。1件については、本当に私の立っているところでの出来事で、実際にこういうことがありまして、停止線がほとんど消えかかっているものですから、ドライバーはどこでとまっていかわからない状況であります。私なんか、子どもたち、上人小学校の間近のところにおりますので、子どもたちが歩行者信号を、歩行者のところを青にして渡るときに、横断旗を前にかざすわけですよ。そうしたら、ドライバーは停止線がないので、横断旗の手前まで来てとまります。そうするとその位置というのがもう信号の真下なので、信号が赤か青か全くわからない状況になっています。子どもたちが少なくてさっと渡ってしまった後に横断旗を上げると、そうすると子どもたちが、渡る子がないので横断旗をのけると、そうしたら赤信号にもかかわらず車がどんどんもう行ってしまふ。当然赤か青か確認できないのでそうなのかなと思いつつも、これって全くの信号……、言ったら信号無視でもあるし、大変危険なことでもあります。

そういった事態もあるので、ぜひ白線をお願いしたいといっても、なかなかこれが進んでいかないのが現状であります。そういった交通安全にかかわる各自治会の人、また会長さんなんか、警察に言うけれども、なかなかできないということで、白線とか横断歩道の消えかかったところをなかなか対応してもらえないということでの意見があるわけですが、その点どのように市のほうでは対応していただけるのかお尋ねしたいと思います。

○防災危機管理課長（中西康太君） お答えいたします。

防災危機管理課としましても、交通安全指導員などを通じまして、そのような要望があることは把握しております。例えば、通学路であればスポーツ健康課にも区画線と文マークの予算措置はされておまして、また道路河川課の交通安全対策特別交付金、これを活用するなど要望事項を警察及び関係課で連携し協議を行いながら、早期の改善に努めてまいりたいと考えております。

○14番（市原隆生君） こういったことは、もういつもどこでも、市内どこでも何か起こっているようです。本当に消えかかっているところというのは方々で見かけますし、多分この自治会の会長さん方の交通安全にかかわる方も困っているのではないかというふうに思います。できれば、こういった方が集まる会合等があるわけですから、そこで意見を聞いてあげていただきたいというふうに思います。こういった要望があったら言ってください、警察と連携をとってなるべく早く対応したいというようなことでも、そういった会合の中で言っていただけたらと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○防災危機管理課長（中西康太君） お答えいたします。

要望の窓口としては、基本は警察の、管轄の警察署ではありますが、別府市としての交通安全対策事務の所管は防災危機管理課が担当しておりますので、市の代表窓口となりま

して、特に改修を急ぐような危険箇所については、関係課と協議し、さらには警察へ改修を急ぐようお願いするなどの対応を行ってまいりたいと考えております。

○14番（市原隆生君） あと、交通安全対策について、もう1点お尋ねをしたいと思います。

実は免許にかかわることなのですけれども、高校を卒業されて春休みの間に免許を取得するために自動車学校に行かれる方はかなりおられます。この自動車学校の中での対応が、僕は悪いと言っているのではなくて、これは本当にそういった便宜を図っていただいているので、むしろありがたいというふうに思うべきだというふうに思いますし、そのことを問題だというふうに思っているわけではありません。というのが、自動車学校に通う生徒は、普通科を卒業した子どももいるし、別商、商業科を卒業した生徒もあるわけですね。当然、就職または県外に大学または専門学校等に行かれる方は、免許、最後まで終わらせて路上実地もパスし、筆記のほうもパスをして免許を取得していかないと、なかなか次の受ける機会というのが、県外に行ってしまうわけですから、なかなか得られないということで、そういった生徒さんについては、なるべくその4月、新学期が始まる時点、前までに免許がとれるように便宜を図ってあげている。これは大変にすばらしいことだというふうに思いますし、それで就職される方については、4月入社をされる前までに免許を取得しておかないと、もう本当にアウトになってしまうこともあるわけですから、それはもうありがたいなというふうには思っております。

ただ、別府市内から、例えば大分とか学校に通われる方については、この実地の試験がぎりぎり、新学期が、新しい学校が始まるぎりぎり、直前に終わって、この筆記試験がなかなか受けられないまま、7月休みになるまでその筆記が受けられないという状況に何かなっているようであります。ということは、免許を取得していないわけですから、当然車にも乗れない。実地は3月かその時点で終わっている。免許自体取るのは7月、学校が休みに、夏休みになってからどうぞみたいな感じになっているそうであります。ということは、子どもたちにしてもやっぱり3カ月間、約3カ月間全く車にもさわれない状態でありますし、それで7月そういった免許を取得されて、若葉マークをつけて乗り始める状況の中で、やはり運転される方も大変怖い思いををすると思うし、別府市内の交通安全の状況ということを見ると、なかなかそういった3カ月間全くふなれな状況の中で免許を取られた方が出てくるのではないかということを見ると、少し危険な部分が発生するのではないかという気もしております。

この免許の試験に関しては、当然市がかかわることではないので、当局にこの部分をお願いするということはできないわけですけれども、こういった状況を考えて、できれば月に1回ぐらい月一でもそういった試験が実施されて、何カ月も待ってこの免許の取得ができるということではなくて、なるべく早い時期にそういった試験が受けられるような、そういったお願いをしていただけないか、そこを申し上げているのですけれども、いかがでしょうか。

○防災危機管理課長（中西康太君） お答えいたします。

議員言われますように、せっかく運転技術を修得し、本免、実技試験を合格した者が、およそ3カ月以上の期間をあけて本免、筆記試験を受け、路上において運転を始めるのは、その個人はもとより交通安全環境など全体から見ても、少なからず危険度を高めることが懸念されると考えております。したがって、例えば運転免許更新のように日曜日などでも試験を実施できないかなど、早い時期での免許取得の方策を警察など関係機関には要望してまいりたいと考えております。

○14番（市原隆生君） この点は本当にお願いをしていただきたいというふうに思います。本人のためにも、また市内全体の安全度を増すためにも必要ではないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、最後に奨学金の手続についてお尋ねをしたいと思います。

奨学金の申請につきましては、ちょうど今の時期が終わった時期というふうに言っているのでしょうか。5月の末で大方終わっているというようなこともお聞きをしました。これにつきましては、さまざまな書類、添付書類をつけての申請というふうになりますけれども、この点やりとりをさせていただく中で、添付書類をつけるというケースは余りないというふうにお聞きをいたしました。例えば本人の印鑑証明であったり、親の所得証明ぐらいは要るのですかね。そういったこともないというふうにお聞きをしたのですけれども、よく調べてみたら、例えば業界がやっている特殊な奨学金等については、やはり添付書類の中で本人がそういった業界の仕事についたときに返済をする、または免除されるということもあるみたいですが、その奨学金を借りるときにやはり添付書類として印鑑証明をつけるとか、そういったこともあるみたいなのですね。

これは教育委員会にそのまま申し上げているのではなくて、これはぜひお願いをしていたきたいということで申し上げているのですけれども、やはりこういった、高校を卒業して次の学校に進学したときにこういったこともあるので、ぜひ春休みの間に準備をしておくことを促していただきたいというふうに思うのですね。本当にばたばた準備をしないといけないケースが発生をし、また休日、休みでなかったりすると、例えば印鑑登録にしても間に合わなかったりということもなきにしもあらずなので、期日も例えば今回も多分5月31日で締め切りというふうになったかと思えますけれども、後でお聞きをしましたら、その後で何か相談を受けたいけれども、もう何か受け付けが終わっておったとか、6月に入ってそういう電話をもらったけれども、受け付けが終わっていたというようなケースも何かお聞きをしました。やはり期日があって、新学期が始まってそんなに長い期間がありませんので、そういった準備も高校を卒業する前にしておくような指導を、卒業生の方々に対していただけたら、こういった期限がなくなってしまって申請できなかったというような事態も、今後なくなってくるのかなと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

高等学校及び大学等の奨学金の申し込み先、申し込み期間は、市や県を初め幾つかありまして、提出書類もそれぞれに応じて必要であります。生徒が遺漏なく申請手続を行うためには、申し込み期間や必要な書類を早目に調べ、ゆとりを持って準備するよう、担任等が十分な指導をすることが重要と考えます。

市立中学校に対しましては、校長会議等を通じまして生徒への指導をしっかり行うよう徹底をいたしたいと思えます。また、高等学校につきましては、県の関係部署に依頼をいたしたいと考えております。

○14番（市原隆生君） それはもう、ぜひお願いします。高校の関係になってくるかと思えますけれども、これはやはり市ではなくて県のほうがかかわってくるころがありますので、ぜひこういった指導をお願いしたいということで進めていただきたいと思えます。

それにつきまして、印鑑証明も未成年ながら印鑑登録をして、そういった添付をするというような事態も発生してくるようであります。学校が始まっているともう休めなくて、印鑑登録にも行けないというような状況にもなるわけですが、この点、休日に、例えば今公民館等では書類を取ることができるわけですが、印鑑登録、例えば中央公会堂の中で1カ所はやっていますよというような形でも登録はできないか。その点はいかがでしょう。

○市民課長（濱本徹夫君） 印鑑登録でございますが、平日別府市の市民課及び出張所で登録しております。しかし、やむを得ず本人がお見えにならない、お見えになれない場合は、別府市印鑑条例第3条の2項及び規則第3条による委任の旨を証する書面を添えて代理人

申請を行うようにできております。しかしながら、この本人確認に郵送での手続等がありますので、非常に時間がかかりますので、余裕を持って申請していただければ印鑑登録ができるようになっております。

○14番（市原隆生君）これはさっき、先日、課長から、こういったこともできるのですよということでお聞きをしました。私も初めて知ったのですけれども、そういったことがわかるような形で、例えばホームページでわかるようになっていればありがたいなというふうに思いますし、休日でないといけないというような方でも代理でできる、そういった手順を踏めばできるということがわかるような形で、何かの形でわかるようにしていただきたい、このことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○2番（竹内善浩君）それでは、質問を始めたいと思います。その前に、きょうの趣旨を伝えたいと思います。子どもと高齢者、障がい者、ユニバーサル、都市デザインということと別府市がどのように考えているかを聞きたいと思います。

議長、済みません、2件ほど順番の変更、1番目の大項目4と5を入れかえたいと思います。担当課、お願いします。

○議長（堀本博行君）はい、どうぞ。

○2番（竹内善浩君）2番目の項目1と2を入れかえたいと思います。

○議長（堀本博行君）はい。

○2番（竹内善浩君）あと、説明に必要な物品の提示を許可していただきたいと思います。

○議長（堀本博行君）はい、どうぞ。

○2番（竹内善浩君）それでは、始めたいと思います。

まず初めに、5月18日に模擬議会が開催されたということで、地元の新聞に載りました。わかりやすく、はっきりと発言する、そして市民に言葉を届ける、そのような趣旨で記事が載っていたと思います。私も努めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これもまた質問の前ですが、今まで質問をしてきた内容の中で財産活用課でしょうか、駐車場の一方通行や表示がはっきりしたこと、また本庁内の表示もすっきりとして、色分けされたり、目印となるものがついたりして庁内の行き場所に行きやすくなった。

また、3番目の質問でも少し触れるのですけれども、私はびっくりしたのですが、この間、グランドフロアですかね、下の市民課の窓口で6色のレインボーに輝いた世界地図、「サポートLGBT」というような形で性的マイノリティーの方を理解していますよという、そういう札が窓口に立っていたのにはびっくりしました。日々市役所の皆さんが全身善意で市民の方のために頑張っているという、とても肌で感じたこのごろです。

その中で、実際に先ほどの言葉にも少しあったのですが、財政もそうですが、バランスが必要だということと、物事の背景の理解、これは幾らしても足りないのかなと思います。私自身が不登校で学校に行けなかった。これは、私が悪人でしょうか。また、義務教育法に反するという事で両親が捕まりかけました。この両親は悪人でしょうか。生活のために私も一時期給食費の滞納をしたことがあります。私は悪人でしょうか。確かに故意にされる方は悪人だと思いますが、それぞれの生活環境、状況の理解がないと、これはなかなか悪人である、善人であるというふうな区切りがつけられないことだと思います。

今、別府市の再生に一番必要なことは、住みやすいまちである、また住みたいまちである、そして、何よりも住み続けたいまちであることが、この別府市の再生にかかわると思います。その視点から、きょうは3点の質問をしたいと思います。

まず、1番目の質問ですけれども、別府市の子どもの貧困対策、この現状について説明をお願いします。

○福祉政策課長（江上克美君）お答えをいたします。

子どもの貧困対策の推進に関する法律が、平成26年1月17日に施行され、国の子どもの貧困対策に関する大綱が策定され、平成28年3月に大分県子どもの貧困対策推進計画が策定されました。具体的な支援としましては、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を実施し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとされております。

別府市では、国・県の計画に基づく支援事業に取り組んでおります。福祉関係では、保育料の負担軽減、放課後児童クラブの設置・運営に対する支援、病児病後児保育の実施の促進、母子父子寡婦福祉資金の貸し付け、母子生活支援施設を活用した生活支援の支援、生活困窮者自立支援機関の活用などに取り組んでおります。今後は、教育委員会との連携を図ってまいります。

市の計画としましては、今年度作成いたします別府市地域福祉計画にも関連すると思われるので、十分整理・検討してまいります。

- 2番（竹内善浩君）ありがとうございます。今の中で簡単にもう少し要約して確認したいのですが、子どもに対する教育、それから生活、就労、それから経済、そこら辺の施策を中心として、国・県の計画に基づいて実際にしていく。福祉においては、別府市の地域福祉計画にも関連するということですので、あわせて十分検討していきたいということによろしいでしょうか。（発言する者あり）ありがとうございます。

では、話を進めていきたいと思っております。子どもの貧困ということが、実際テレビでもにぎやかになってきております。ただ、子どもが貧困ではなく、子どもを育てている家族であったり、家庭であったり、その貧困さが子どもに連鎖するということになります。その連鎖は、今度子どもが大きくなり、親になり、大人になったときに、自分の親よりも選択肢が少なくなり、進学を自分で辞退したり、そういうことが連鎖してますます子どもの権利・選択がなくなっていく、そういうふうには私は考えております。

そこで、子どもの就学援助施策についてお伺いしたいと思います。実際に就学を援助する入学準備金、このことについて御質問したいと思います。

小学校に入学する子ども、また中学校に進学する子ども対象の入学準備金と伺っております。実際に入学する前の3月、その時期に前もって支給してほしい。現状ではそうでないと聞いております。この声、市民の皆さんから声が上がっているのですが、3月の時期までに支給できないのでしょうか。

- 学校教育課長（姫野 悟君）お答えいたします。

新入学児童生徒学用品費、いわゆる入学準備金でございますけれども、この3月支給を行うことは、制度の効果を高めるものであるという認識は持っております。3月中の支給の実施に向けましては、切りかえ初年度予算が2倍近い額になることや、支給時期を複数回にできるか等、解決しなければならない課題があります。現在、他市町村の現状を把握いたしておるところでありまして、県全体の動向を注視するとともに、実施をいたしております市町村及び実施を検討中の市町村のノウハウを引き続き研究してまいりたいと考えております。

- 2番（竹内善浩君）研究していきたいということで、研究をお願いしたいのですが、そこで1つ確認をしたいと思っております。聞き取りの段階で、私は少し勘違いをしていました。実際の現状で入学準備金、特に中学生の場合は、中学校に入学した段階で申請をする。それで6月までにその準備金をいただくことができる。そのために6月の時期というのが1つあるかと思っております。

提案しているのは、3月に前倒しにして実際の生活に負担がないように、それこそ場合によっては子どものために、進学のためにどうしようもなく、給食費を滞納してそちらに

回すことも十分考えられます。ただし、3月までに支給したとしても、同じように中学校に入学してから、やはりもらっていない御家庭の方が入学準備金をいただきたいということもあるかと思えます。

そこでお伺いするのですが、今、1年間の予算としては、およそどのくらいの予算として組まれているのでしょうか。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

入学準備金の額でございますけれども、小学生につきましては4万600円、中学生につきましては4万7,400円となっております。総額で申し上げますと、平成29年度の場合、小学校で約320万円、中学校で約500万円となっております。

○2番（竹内善浩君） 先ほどのように実際に3月前に支給する、しかし、例年のように4月の新しい時期にまた申請者が出る。最初の年、最初の初めだけだと思うのですが、そうすると年間にかかる最初の準備金としては2年分を用意しなければいけないという計算になるかと思えます。ぜひとも、その検討・研究をお願いしたいと思えます。

その次に、実際の、先ほどの中で周りの市町村のノウハウを研究するというをおっしゃったのですが、どういう視点においてその研究を進めていくのでしょうか。御回答をお願いしたいと思えます。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたように3月内、年度内に支給をした場合、3月に入学準備金を受け取る児童生徒、それから4月になって、例えば転入等によって新たに支給要件を満たした場合、4月の年度が変わった後に支給すると。同じ費目であるのですけれども、年度をまたいで2回に分けて支給しなければなりません。そういうときの予算上の扱い、事務手続上の扱い、そういうことがまず考えられようかと思えます。あわせて、3月に支給した場合、これを受給された方が転勤等で4月になって他市町村あるいは県外に転居なさったという場合に、既に支給済みのこの入学準備金をどう扱うか。回収するのか、もう回収しないのか。そういった扱いは他市町村でどうしているか。そういったことなどを研究する必要があるかと考えております。

○2番（竹内善浩君） ありがとうございます。とてもわかりやすい項目・ポイントだと思います。実際にそのポイントを大切にしながら研究していただき何とか実現の道に、3月支給を実現化してほしいと思えますし、また他市町村もそのような方向に流れていると聞いております。別府市、「尖った別府市」ならば先にするのもいいかと思えます。予算のほう関係しますが、しっかりと検討していただきたいと思えます。

続きまして、今度は子どもの奨学金についてお伺いしたいと思えます。

奨学金なのですが、これも先ほどの貧困の連鎖を打ち切るためにも、高校生、大学生の奨学金、この全てを給付型にして、あわせて増額・増員ができないのか。望む教育を選ぶということが選択の自由、この自由が今侵されているというふうに感じます。市民の皆さんからも、子どもが、本人が進学せず就職したいとの現状も聞いております。この点について別府市はどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

経済格差が教育格差を生むことがないように努めることが、行政の役割であると認識しております。奨学金制度は、低所得世帯の経済的支援として重要と考えておりますので、この実施につきましては努力してまいりたいと考えております。

○2番（竹内善浩君） 実際、別府市の役割ということにもなるのだと思うのですが、学生が、子どもたちが進学したい。そうですね、保護を受けている方だと4年制のほうは実際の就労に結びつかないから、なかなか応援ができない。専門校や実際の仕事につきなさい。そういうふうな助言を受けることもあると感じています。別府市にとって学生が学

ぶ、この心を後押ししてあげるといのは、とても大切なことだと思っておりますけれども、実際担当課としてはどう思われますか。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

大学生及び高校生の奨学金の増額・増員及び給付型への変更等につきましては、現在、文部科学省や日本学生支援機構において給付制度の導入、あるいは所得連動返還型制度の導入など、制度変更が行われているところであり、その動向を注視しながら市として考えてまいりたいと思っております。

○2番（竹内善浩君） 動向を注視しながらということですが、将来の別府の力になるのが今の若者たちであり、ぜひとも予算を確保してでも大学奨学金も給付型にし、額も人数もふやしていただきたい、前向きに検討していただきたいと思っております。特に別府市独自の奨学金は、ほかの民間の奨学金等条件に合わず、探しに探してこの別府市の奨学金をつかむことができる、そういう方もいます。ぜひともこのセーフティーネット、大きく太くしていただき、その方たちがまた別府に貢献するように前向きに検討していただきたいと強く要望して、この項の質問を終わりたいと思っております。

それでは次の項目ですが、順番を変えましたので、子どもの学業支援施策ということで御質問させていただきたいと思っております。

先ほども言いましたが、貧困の連鎖を断ち切る、生活に苦しむ家庭の子どもたちの学習、これは学校や家庭、地域の協力によるセーフティーネットで救うべきものかなと考えています。別府市ではどのような取り組みをされているのでしょうか。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

義務教育の責務といたしまして、全ての子どもたちが自己の有する能力を伸ばしつつ、自立的に生きる基礎を培うことが重要であると認識いたしております。そのため各学校では、一人一人の児童生徒が持てる力を伸ばせるよう、わかる授業づくりや補充学習等に力を入れております。また、コミュニティ・スクールの学校運営協議会を中心にして朝の読み聞かせ、放課後の学習指導や夏休みの学習支援を行うなど、地域全体で子どもの学ぶ意欲と力を育てる取り組みを行ってきておりまして、どの子も有利・不利なく学習できるように、このような環境づくりを今後一層推進してまいりたいと考えております。

○2番（竹内善浩君） 端的にお尋ねします。本当にできるのでしょうか。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

貧困の状況にある、なしにかかわらず、やはり子どもたち一人一人の力を十分に伸ばすというのは、これは学校教育の責務だと思いますので、当然貧困の状況にある子どもたちはもとより、全ての子どもたちに対して有効な授業を行い、学校の取り組みを行い、それを実現していくように、これは努力しなければならないことだと思っておりますので、しっかり学校が努力できるように指導してまいりたいと思っております。

○2番（竹内善浩君） 強く要望したいと思っております、この点で。

また、御回答は構わないのですが、よろしいのですが、子どもの生活、学習の環境を整えるということは、とても必要なのですが、以前もここで御質問をさせていただきましたエアコン。マニュアルをつくって実施しているということで、今回は質問項目に上げていませんが、きのうも熱中症のお話が出たと思っておりますけれども、温度、湿度、気流、このようなもの全てで子どもたちの環境がつけられます。実際にエアコンがどのように活用されたか、また次の議会で質問したいと思っておりますので、この点においても子どもたちの環境づくり、引き続きしっかりとさせていただきたいと強く要望して、この項の質問を終わりたいと思っております。

この項ですが、もう1つ。それでは……、失礼しました。それでは、子どもの食生活の支援について入りたいと思っております。

引き続きスポーツ健康課にお願いしたいと思いますが、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震、それで、別府市の共同調理場の一部が破損したと聞いています。今はどうなっているでしょうか。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

地震の影響により共同調理場の天井の一部に亀裂が発生し、調理業務を一時停止し、天井の修理を行いました。現在は通常の調理業務を実施しております。

○2 番（竹内善浩君） それでは、調理場の施設、調理員の勤務環境、これはどのような状況で、どのように別府市としては考えておられるでしょうか。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

築後 40 年以上を経過しておりますので、施設は老朽化が深刻な現状であります。毎日 3,500 食を調理しており、業務は大変重労働だと思います。また、調理場内の設備も改善が必要な部分が多くあることも認識しています。以上のことから、設備の改善を含む調理場の建てかえについて検討しているところです。

○2 番（竹内善浩君） 調理場の建てかえ検討ですね、はい。そこはちょっと置いておいて、子どもの食生活支援について。そういう状況の中で給食を配給ということですが、学校給食、現在給食費の援助を受けている児童生徒数、ちょっと重なるところもあるかと思うのですが、また給食費滞納人数も再度確認させていただきたいと思います。お願いします。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

平成 28 年度給食費の援助を受けている児童生徒数は 1,858 名でした。この数は全体の 23.9%に当たります。滞納につきましては、平成 27 年度の滞納状況では 88 世帯 112 名でした。

○2 番（竹内善浩君） 先ほども言いましたように、それぞれの家庭でその背景というものがあろうかと思えます。背景を十分理解していただいて、滞納者の後押しができれば、また早期に滞納しないような体制がとればよいかと思えます。

実際に就学援助を受けている児童生徒も年々ふえてきていると聞いていますが、給食費の滞納額の増加の現状の中で給食費の公費負担、このことについて教育委員会として検討されている、あるいは検討する予定はあるのでしょうか。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

別府市では、学校給食法第 11 条第 2 項に、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすとなっております。今後も保護者の皆様で御負担願いたいと考えております。

○2 番（竹内善浩君） 法律にはあるのですが、介護保険等もそうですが、もともと社会保障という中でいろいろなものがだんだんとそれぞれの措置から外されて国民負担になっているという現状を考えれば、何らかの手を考えて、また何らかの意見をしっかりと国や県に上げてほしい、そう考えます。

質問は、その次にまいります。学校給食について、実際アンケートを実施するなどして保護者の方に給食費の金額や公費負担等の給食費についての意見をいただいたほうがいいのかと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

アンケートについては、検討していきたいと思えます。

○2 番（竹内善浩君） 実際に、どのような形でアンケートの検討を進められるでしょうか。お答えください。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

給食の子どもたちの声を聞くのもアンケートの 1 つにあるわけですがけれども、家庭の保護者の方たちの意見等についても、何らかの形でアンケートをとっていきたいと思えます。

○2 番（竹内善浩君） 今おっしゃったように家庭の支援・協力ということで、早寝早起き

朝御飯の指導など、また食育の指導など、そういうものを含めた上での地域サポートという上で、その環境づくりということでアンケートをつくっていただき、しっかりとそれぞれのお子さんの家庭の背景を捕まえて、別府市らしい後押しができるように強く望みたいと思います。

それでは、同じ子どもの食生活ですが、今度は子ども食堂について御質問をさせていただきたいと思います。

現在、子どもたちは「貧困」という言い方がいいか悪いかわからないのですが、食事の生活リズムがうまくとれない、食べたいけれども食べられない、あるいは食べられるのだけれども食べる時間がない、場所がない、そういうお子さんたちがいらっしゃると思います。今そういう中で全国各地に子ども食堂がオープン、注目を集めています、子ども食堂の役割、これはどのようなものとお考えでしょうか。担当課、回答願います。

○次長兼子育て支援課長（勝田憲治君） お答えいたします。

子ども食堂については明確な定義がなく、その意義についてもいろいろな意見があるように感じております。近年、核家族化が進んで共働き家庭やひとり親家庭がふえている状況の中で、これらの家庭の子どもたちは、多くの場合夕食時にひとりで留守番をしている、そういった状況であろうかと思えます。

子ども食堂につきましては、子どもだけでなく、その地域に住む高齢者を含めて誰もが気軽に参加して、食事をしながら楽しく談笑ができる、そういった交流の場所としての役割が重要であるというふうに考えております。

○2番（竹内善浩君） そうですよ、実際テレビ、雑誌の中でも「子ども食堂」というふうに取り上げられますが、実際はお年寄りとか子ども、いろんな地域の人が集まる。そういうのがいいなということで目にすることも多いし、またそういう声も聞かれます。別府市の中でも「子ども食堂」という言葉はわからないけれども、実際集まれるような場所、そういうものを求めていらっしゃる高齢者の方などもいらっしゃいます。

そこでお伺いしたいのですが、ほかの市町村、また別府市の子ども食堂実施の状態・状況というのはどのように把握されているでしょうか。

○次長兼子育て支援課長（勝田憲治君） お答えいたします。

現在、県内で16カ所、別府市内では2カ所で実施しております。別府市内の2カ所につきましては、民間団体が設立して運営をしている状況でございます。別府市独自で取り組みというのは行っておりません。

○2番（竹内善浩君） 11万人、12万人の都市として子ども食堂が2カ所。まだ始まったばかりとはいえ、県内でも16カ所、数的にはすごく少ないような気がします。また、実際にそれに似たことをしていても公表されていない、あるいは報告の中に入っていないのも当然あるかと思いますが、桁が1つ2つ、これから将来を考えたときに違ってくるのかな。実際に市の独自の取り組み、今はされていないという回答だったのですけれども、今後の子ども食堂、この食堂に対する市の支援は、これからどのように考えていかれるのでしょうか。

○次長兼子育て支援課長（勝田憲治君） お答えいたします。

これまで子ども食堂の立ち上げに際しては、いろいろな相談を受けております。また、設立に伴いましては、保健所等の関係機関との連絡調整を図ったり、また、オープンに当たっては校区内の保護者へのお知らせなどをする、そういった支援を行っております。

今後につきましては、現段階ではこの子ども食堂の運営主体に対する助成、また、公共の場所の提供など、そういった支援をする予定はございません。ただ、当分の間は他市の状況を見ながら、県の社会福祉協議会での取り組み、フードバンクというのがございますので、そういった取り組みを注視していきたいと思えます。しかしながら、この子ども食

堂の受ける食生活の支援とか、子ども食堂の居場所づくりといった重要な役割は認識しておりますので、今後も市の職員も含めて子ども食堂の情報提供、認識を深めて、市民に対してもそういう情報提供を推進していきたいというふうに考えております。

- 2番（竹内善浩君） とても心強い回答をいただいたように、自分では感じました。実際にこれからどのような形で別府市が背中を押してあげる、手を引いてあげる、一緒に歩くということは、やってみないとわからないところがあります。また、国のほうもそれぞれの施策の乗り入れ、子ども食堂のほうに高齢者が、介護のサロンのほうに子どもたちが。法的には枠はあるのですけれども、乗り入れに対しては大らかに見なさいという方向性も出ております。

先ほども言いましたが、「弱者」という言い方は失礼かもしれませんが、子ども、女性、どちらも守らなければいけないのですけれども、子どもは特にこれから将来をつくる人材でありますし、また大人がしっかりと守るべき子ども、そういうふうに自分では考えております。その子どもにしわ寄せがいかないように。実際の話では、周りの子どもの動きを見て、考えを見て、自分も意にそぐわないけれども、ほかの子どもたちと一緒に行動するという子どももかなりいらっしゃるように私は感じています。私たち大人がこれからしっかりと子どものために社会をつくり、その子どもたちがまた自分の子どもを育てるといふ。先ほど言いましたけれども、住みやすい、そして住みたい、そして最後に住み続けたい別府市でなければ、この別府市の将来、どうか。心を今痛めています。御回答は先ほどのように、しっかりと情報の共有、また情報の提供を市民の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。強く要望して、この項の質問は終わりたいと思ひます。

これで、一旦子どもの質問は終わりたいと思ひます。

続きまして、高齢者や障がい者などに対する別府市の考えということで、先ほど言ひましたように、1番と2番の質問、順番を変えたいと思ひます。

まずは、今までもこの議会で、議場で御質問させていただきましたけれども、訪問看護、地域の在宅医療では訪問看護、かなり鍵になる人たちだと考えております。また、私がいつも言っているみとり、どこで死にたいか、亡くなりたか、一生を終えたいかという、その自由な選択。その中にも在宅、病院、施設、いろいろあると思うのですが、医療という行為がかかわる方がほとんどですので、訪問看護ステーション、かなりのウエートで役割を持っていると私は考えています。

そこで、御質問させていただきます。前回ここでお聞きしましたけれども、別府市の訪問看護ステーション、その連絡協議会というのがあるのですが、前回では、その場に参加するなどして連携を図っていくということでした。課長自身はおかわりなつたのですが、課としてどのように今されているのでしょうか。お答えください。

- 健康づくり推進課長（中島靖彦君） お答えいたします。

別府市訪問看護ステーション連絡協議会につきましては、4月に会議に出席をさせていただきました。そのほか、会議のほか訪問看護ステーションで支援をされております御家庭に関しましての相談、それから地域づくりの取り組みがございますが、そういったところへの協力というところで相互に連絡を取り合っているところでございます。

- 2番（竹内善浩君） いや、まさかもう実際に会議に出られるとは、私はちょっと思ひていなかったの、びっくりしました。実際に有言実行されたわけです。この次にはその訪問ステーションの情報を共有しながら、別府市として在宅医療、介護、キーになる訪問看護ステーション、どのようにかかわっていくのか、またどのように後押しをしていくのか、しっかりと検討しながら引き続き別府市のための在宅医療、介護のために連携を深めていただきたいと強く要望して、この項については質問を終わりたいと思ひます。

続きまして、これも前回お伺ひした質問の続きにはなるのですが、緊急医療情報キット

です。きょうは、先ほど了解を得ましたので、緊急医療情報キットというのを持ってきました。白い筒ではなくて、中には書類が入っていますので、メモが入っていますので、白くなりますが、半透明の筒です。ねじ式ですね。大きさは、500ミリリットルと同じぐらいの太さ、少し大きいかなというぐらいです。当初は玄関の表にそのキットがありますというシール、張っていたのですが、これは独居の方、ひとり暮らしの方に提供されていたので、余りにも周りに知られてしまうということですから、玄関の裏側に貼るようになった。また、家の中でどこがいいのかということで、ちょっとした火災のときにもこのキットが保護されるということで冷蔵庫の中。そのために冷蔵庫の前にマグネットで張りましょう、ここにありますよと。実際ボトルの大きさと同じということは、おわかりのように冷蔵庫でボトルを保管する場所にこれが入るということで、ボトルの大きさになっています。このような緊急医療情報キットです。

それでは、3月議会でお願ひしたのですが、例えば子どもさんの夫婦と同居している。だけれども、子どもさんが仕事の関係で日中はいなくてお年寄りだけ、おひとりだけ、独居の状態になる。また、実際にはそのように似たような形でひとり暮らしの高齢者、障がい者、そういう方もいっぱいいらっしゃると思います。こういう方に最初お聞きしたところでは、限られた方にしかこのキット、配布していないと聞いたのですが、もう少し広く配布することができないのでしょうか。お答えください。

○高齢者福祉課長（安達勤彦君） お答えいたします。

議員さん御指摘のとおり、実質のひとり暮らし、それから障がい者の方々にもこの緊急医療情報キット、非常に有意義であるとは感じております。ただ、健康に何かしら不安を抱えて薬を常用されている方、病院通いをされている方は、世代を超えてたくさんいらっしゃると思います。それから、時間的にひとり暮らしになるような方もたくさんいらっしゃると思います。3月議会でも答弁させていただきましたけれども、この情報キットをさらに市民の皆様にも周知させて、みずからの家庭でこのキットを取りつけていく、そんな事業に広がれば一番いいのかなとも考えております。

それから、そうした場合にその形が変わってくると思いますので、例えば緊急的に駆けつける消防関係者、それからその他関係者が、その体系でいいのかなということも考えながらやらないといけないと思いますので、関係者とよく協議させていただきたい、このように考えております。

○2番（竹内善浩君） きょう、ほかの議員から御質問がありました。民生委員、民生児童委員の方の仕事が多くなってきているのではないかと。前回の聞き取りでは、この緊急医療情報キット、民生委員の方がお配りしたり、中の紙を書くということだったのですが、先ほども少し触れましたが、訪問している専門職、訪問看護師、済みません、ヘルパーさんですかね、ヘルパーさん、あるいは訪問看護師、そういう方たちが実際にお薬の扱い関係をしています。医療情報としてそういうものが可能であれば、民生委員さんと協力してということも業務内容ではできるのかなと思います。

そういうことを踏まえた、踏まえたというか、含み置いた上で御質問したいのですが、障がい者……済みません、失礼しました。実際にこのキット、これから広がっていくといいなと思うのですが、ぜひともよく検討していただいてこのキットが広がるように。先ほども言ったように、民生委員さん等にも負担がかからない。そのかわり、そのためには地域の連携、地域の協力が必要になってくると思います。また、御本人への周知も必要だと思いますので、慎重に、かつ、しかし早急にこのようなキット、場合によっては違う形になってもかまわないと思いますので、その人を守るようなキット、ぜひとも検討ください。

参考までに言いますと、内容は少し違いますが、ヘルプカードという、形はそれぞれですが、ハートのカードをつくられていることがあります。障がい者等ですね、耳の御不自

由な方、目の御不自由な方、あるいはしゃべれない方にそういうカードをつくって持っていくという今運動が、厚労省を中心に始まっております。それもあわせてこのキットのあり方、別府市なりの独自の検討をされていくと本当にいいまちになるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。強く要望いたします。失礼しました。

それでは、続きまして3番目、対象となる市民の把握ということで、ここで少し問題として取り上げたいのは障がい者、障がい者の方が実は65歳以上になる、この時点で障がい者の自立支援のために使われていたサービスが、全て介護保険優先となります。ただし、介護保険にないサービスは、このまま自立支援のサービスを引き継いでもいいですよ、そういう形になっています。実際制度上の問題でどうしようもないしがらみ、ひずみがあるかと思いますが、実際の対象者もそこは納得している。しかし、やはり知っているにしても、生活としては不便、不自由、以前と違う生活を誕生日から強いられるということになります。せめて相談に乗っていただけないか、一緒に寄り添っていただけないかなと考えます。

そこで、64歳、1つ手前のこれからなるぞという障がい者、この方たちがうまく介護保険制度につながられるよう、これはもう心のメンタルケアも含めてなのですが、障害福祉課、そことのかかわりはとても重要に連携が必要になってくると思いますが、現在連携は十分にとれているのでしょうか。

○高齢者福祉課長（安達勤彦君） お答えいたします。

特別な窓口というものを設けているわけではございませんが、いつでも相談には応じております。特に御相談を受ける場合、障がい者でもございますので、高齢者の担当者が、障害福祉課の担当の窓口に出向いたり、それから言葉についても、中身についても十分に相手のことを考えた対応をするように心がけているところです。ですから、連携という面ではよくとれていると私は感じております。

○2番（竹内善浩君） 今の質問は、確かに連携をとって御本人の負担を減らしてほしいというところです。ただ全国的にやはり自立支援のサービスが、介護保険になるためにサービスの内容、時間も変わり、また生活も変わってしまう。また自立支援等で1人のヘルパーさんが長い時間変わらずにかかわっていただけるものが、介護保険になると単発になる、そういうこともあります。実際連携は十分にとっていただきたいですが、それにあわせてしっかりと当事者の声を聞いて、声を本当に県や国に上げていただきたいと思います。もともと介護保険法、老人保健法が改正の際には、行く行くは障がい者も介護保険制度の中に組み込む、財源も組み込むという形でうたわれたものです。しかし、途中で障がい者はそこの中には組み入れられないという形でしっかりと分けられてしまいます。

本来、先ほども、最初にも言いましたが、措置という、社会保障というのは万人に対して平等であり、給食費もそうですけれども、教育に関する費用も、本来は国がしっかりと見ることができれば、その分しっかりと就労、働くことに重心が傾けられ、家庭もしっかりと築かれる。理想かもしれませんが、そういうものだと感じています。そのひずみの部分、当事者のようにどうしようもないということを言わずに、せめて別府市だけでも声を上げて、そのひずみの部分、どうかならないのか。私たち市民の一部になりますが、障がい者の方の声を代弁して上に上げていただき、世の中、風を吹かせていただきたいと強く感じていますし、また強く要望したいと思います。

質問通告にはないのですが、その1点について御回答いただきたいのですが……、部長かな。よろしく申し上げます。

○福祉保健部長（大野光章君） お答えをさせていただきます。

今、議員がおっしゃったのは、制度のはざまといいますか、段階が少し下がると、これまで障がい者としていろんなサービスを受けていた分が、介護保険になるとワンランク、

ツーランク下がったような形になると。具体的に言うと長時間の支援・ヘルプが、ヘルパーの派遣とか受けられていたのが、1時間単位になってしまって連続した支援が受けられないとか、そういった場合もあります。そういった部分については、相談支援センターのほうがある年齢に達しましたら、65歳以上、介護保険に移行するに当たってこういったサービスの受け方がありますよと、事丁寧に現場でも説明をしておりますし、先ほど課長が答弁したように、市の窓口でも丁寧に対応させていただいています。この点については制度上の問題でありますので、今後とも議員が言ったように、また国の動向、これを注視するとともに、場合によってはこちらのほうからも提案のような形で、また県、国のほうには働きかけていきたいと思えます。

- 2番（竹内善浩君） ぜひとも、よろしくお願ひします。障がい者、高齢者、そのリンクの部分、とても今問題になっています。

では、質問を続けさせていただきます。介護保険事業と、それでは別府市の総合事業、その適合性といいますか、関係についてお伺ひします。

先ほども少し出ましたが、介護保険の対象となる障がい者、また総合事業の中で受けられるサービスも先ほどのように、言いましたが、少し変わってきます。ですけれども、市民にとっては、もともと市民が誕生日が1つふえたか、あるいは障がいがあるからということで、その人自身が変わるものでもなく、人生の中ではその人が主人公、一人、ずっとそのまま。そういう中で問題としてそれぞれが介護保険、総合事業、適正にバランスがとれて実施されているかということになります。先ほど言いましたように、介護保険は措置、社会保障になります。総合事業は事業、別府市が行うという形になります。その2者のバランス、適合性について別府市、これから先を含めてどのようにお考えなのでしょうか。御回答願ひします。

- 高齢者福祉課長（安達勤彦君） お答えいたします。

議員の御質問は、総合事業制度への移行、これは障がい者が介護保険の対象となることを含めまして、これまで受けられていたサービスが受けられなくなるのではないかと不安、それから総合事業そのものに対する不安もあるのではないかと理解いたします。確かに制度上の問題もありまして、サービス内容に変化が出てくることは否めないと思えます。総合事業におきましては、専門性の必要な介護は事業者専門職が当たり、日常生活の支援は住民やボランティアの主体的な互助活動で支えることとなっております。それから地域住民、特に高齢者自身に社会参加を促しまして、ともに生活支援の担い手として社会参加することを求めています。現在、市内各地に交流サロンが設置されておりますが、そういったところで互いに支援し合う体制整備を図ることで、そうした不安部分を解消してバランスをとっていききたいと思えます。

それから、先ほど議員さんもおっしゃっていましたが、これから国の制度もどんどん変わろうとしております。国も今取りかかっております「我が事・丸ごと」地域共生社会の推進、この中でもその対応に向けての取り組みが始まったところがございます。先ほどの総合事業との適合性を含めまして住民の不安解消、それからバランスのとれた福祉施策につなげたいと考えております。

- 2番（竹内善浩君） もう少しだけ質問を続けたいと思えます。その後には、時間の関係もありますので、3番のユニバーサルの都市デザイン構想の施策の中の、保育士や介護員などの働きやすい環境についてお伺ひしたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

戻りますが、介護保険と総合事業、その中でのバランスのとれた福祉施策のことですが、今、第6期の介護保険事業計画、次には第7期の介護保険事業計画、実際にこの間から始まっていると思えますが、取り組みが始まったと思うのですけれども、介護負担によっては所得によってその負担額を変えよう。いろんな意図はあるのでしょうか、

先ほど言いましたように、本来ならば皆が措置として無料で受けられてもおかしくない、以前の介護保険法、医療保険法に戻す、それが理想ではありますが、現実はそのままでいきません。実際、現実刻々と変わる中で第7次の介護保険事業計画、これはどのような方向に進むような兆しがあるのでしょうか。今後どのようなようになるのか、お答えください。

○高齢者福祉課長（安達勤彦君） お答えいたします。

現在、第7期の介護保険事業計画の策定に取り組みかかったところでございます。さきの6月1日に策定委員会を立ち上げて、議論が始まったところです。

議員御指摘のとおり、この介護計画は今度第7期でございますが、まずは第6期の状況を分析しまして、7期に反映させます。それから、先ほどからも出ております国の法制度の改正、それも見込みながらつくっていくこととなりますので、今後策定委員会の中で築き上げていくことになろうかと思っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○2番（竹内善浩君） ぜひとも大切な7期の計画です。中身のほう、委員の方がいらっしゃると思いますが、別府市としても十分に検討していく、かかわっていただけるように、途中の経過があれば、また議会等でも御報告をお願いしたいと思っております。

それでは、先ほど言いましたが、質問3の（3）ですね。保育士や介護員などの働きやすい環境ということで御質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

保育士の働く環境、これ、世の中で今問題になっていると思っております。市として現状を把握しているのかどうなのか。また、どのような方法で把握するとよりよいのか、御回答ください。

○次長兼子育て支援課長（勝田憲治君） お答えいたします。

市内の保育所の実態につきましては、県が今定期的な指導監査等を実施しており、市もこれに参加しております。ただ保育士個人との面談等による労働環境等の調査は行っておりません。現在、毎月市立認可園の施設長会議等を実施しておりますので、この会議において各園の事情等を把握していきたいというふうに考えております。また、必要に応じて現場で働く保育士の意見等も調査していきたいというふうに考えております。

○2番（竹内善浩君） 議会で聞くと、「検討、調査、研究」ということになるのですが、質問として続けましょう。

市内の保育所で働く保育士の労働条件、厳しいと。それには保育士不足の原因も考えられるのですが、保育士不足による保育士の労働条件、この影響はどのようなものか、また改善に向けて市としてはどのような事業が取り組めるのか、お答えください。

○次長兼子育て支援課長（勝田憲治君） お答えをいたします。

保育所で働く保育士、厳しい労働条件のもと、大変現場で苦勞されているというふうに認識しております。保育士としての責務を果たすことにより子育て支援に貢献していただいていることについて、市としては感謝している次第であります。

保育士の不足は、勤務時間の増加や休み時間をとりにくいといった保育士の労働条件の悪化を招き、健康状態にも悪影響を及ぼすというふうに考えております。そのため、これは喫緊に取り組む課題というふうに考えております。

国の今施策ですけれども、国においてもこの保育士不足を解消するために、民間で働く保育士の処遇改善等を図っているところでございます。

市については、今後の1つの研究の課題というふうに考えております。

○2番（竹内善浩君） 今の御回答のように、実際に現場で働く保育士、その労働環境というのを改善、もちろん経営者はいるのですが、やはりその働き手がいなくなる、これはとても大きな痛手になります、別府市として。その保育士さんへ別府市としての励まし、また不安を取り除くなどの対策に取り組んでいただきたい、そう考えるのですが、いかがでしょうか。

○次長兼子育て支援課長（勝田憲治君） 今、公立保育所の職員による私立の認可保育所の訪問等をこれから実施していきたいというふうに考えております。保育所がそれぞれ抱える問題等の把握とその相談等を一緒になって考えていきたいというふうに考えております。今後も各保育所で働く保育士の労働条件等の改善に向けて、各保育所との連携・調整を深めてまいりたいというふうに考えております。

○2番（竹内善浩君） 実際現場の保育士さん、認定、認可、非認可もあるのですが、経営者のほうが場合によっては委託する。保育士さんが本当に保育、育成もかけて、教育もかけて一緒に子どもたちを育てたいという状況がままならない、そういう施設も出てきていると聞いております。ぜひとも別府市でも現場の状況、把握しながら、先ほどおっしゃったように改善に向けて寄り添いながら実際の声をしっかりと聞き、またこの議会でそれを機会があればしっかりと報告していただきたいと考えております。

もう1つ、介護員ということですが、介護員の方、総合事業の関係で賃金単価が安くなっているということ。現場でも非常にきついという声を聞きます。介護員の労働環境についての把握、これは必要かと思いますが、実際、現課ではどのように把握されているのでしょうか。お答えください。

○高齢者福祉課長（安達勤彦君） お答えいたします。

実際の現場の声というのは、直接聞いてはおりません。把握もできていないのですが、定期的開催されておりますケアマネジャーさんたちが集まる会議がございます。それから介護職員の現任者研修、これらの中で現場の介護員の声を聞けることがあろうかと思えますので、今後把握に努めたいと考えております。

○2番（竹内善浩君） 把握に努めていただいて、結構です。そのかわり、その声をどのようにこの別府市の政策・施策に生かしていく、そのようにお考えなのか、お答えください。

○高齢者福祉課長（安達勤彦君） お答えいたします。

例えば人手不足といった問題でございましたら、現在、中学2年生を対象としました訪問授業を行っておりますが、将来の介護員の確保につながるという施策に生かしたいと考えます。ただ、それ以上に介護員の方々は非常に苦勞されております。一生懸命働いておられますが、そういう介護員の方々の努力が報われるような、業務に誇りが持てるようなバックアップ体制も必要だと考えております。メンタルケアができる環境、そうした環境づくりに努めまして、離職の解消にもつなげていきたい、このように考えております。

○2番（竹内善浩君） きょう、質問をいろいろさせていただきました。実際に調査、研究、検討、確かに多いことです。最初にも言いましたけれども、実際にその背景があると思えますが、それにはやはり現場に入り込み、また現場の声を聞くというのが一番かと考えます。

介護員も保育士も、それからほかの職種もそうですが、専門員と言われる方は熱い思いを持っています。その思いが現場でできない状況です。時間がない、あるいはその内容が外されてしまっている。この「時間がない」も、結局人数が少なく、1人で1.5人分、1.7人分しないといけない。これはお金のための問題ではなくて、その職種に対するプライドに対してもここまでしかできないのか、そういう残念さが募っている職種です。ぜひとも企業努力では、経営についてですが、別府市としては、別府市民として、また市民に貢献する専門職に対してということでもしっかりとそのバックアップ、寄り添い、後押しを目に見える形でやっていただきたい。強く要望して、終わりたいと思います。

○議長（堀本博行君） 休憩いたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（三重忠昭君） 再開いたします。

○24番（河野数則．君） それでは、通告に従って質問をしてみたいです。

まず最初に、行政と議会のかかわりについてということで、予算執行のあり方についてということで質問を出しています。

予算は議決事項でありまして、款・項・目・節合わせて提案をするのが原則であると思っております。目・節をどのように認識しているのか、まずお答えをお願いします。

○財政課長（安部政信君） お答えいたします。

予算は、目的に従いまして議決項目であります款・項に区分されます。この款・項・目を示したものを予算書として議会のほうに提出いたします。この款・項をまた説明するために目・節というのを、この執行に関する手続として定めております。この目・節を説明するために予算に関する説明書というのを、予算書とあわせて提出することによっても議決をお願いしているわけでございます。

○24番（河野数則．君） 今回なぜこのような質問をするかといいますと、私ども議員は、予算書が配付されると、まず款・項を見ます、これは何の予算かな。それから、この予算は簡単に言えば何に使うのかな、説明の事項ですね。この節の事項を一生懸命見ます。ああ、これは教育のこういうことに使うのだな、これは道路整備のこういうものに使うのだな。この予算書を見るのに、議員はこれが頼りなのです。これに従って質疑をしたり一般質問したり、市民の皆さん方にこの予算はこういうことで提案されたのですよと説明します。まして全議員ではありませんけれども、年にやっぱり三、四回私どもは会報を出します。今回の議会でこういう予算が提案をされました、これはこういうことに使うのですよと、説明会もします。

それが、近ごろ見ていると、款・項は議決事項、目・節は説明事項ですから、予算だけが可決をされて、中身の変更が随分出てきます。後で答弁があると思いますが、これは進め方によって変わることはあり得る。しかし、その変わりようが、私ももう三十数年議員をやらせていただいていますけれども、激しいですね。全く中身ががらっと変わってしまう。こういう予算のつけ方でいいのかなと今不信に思っています。

まず、予算編成時にどういう形で予算を提案しようとしているのか、それをお尋ねします。

○財政課長（安部政信君） お答えいたします。

予算を提案する場合でございますが、予算を提案する場合は、各事業担当課で企画し、中期的な事業計画を決定します。実施計画といったものや、予算編成といった政策形成過程において事業の必要性、有効性の検討、経費の精査などを経て予算案を作成し、提案をしております。また、総合戦略の施策など、発案が担当課にない事業についても同様で、事業担当課が事業を組み立て、予算編成といった政策形成過程の中で事業詳細を詰め、提案をしているところでございます。

○24番（河野数則．君） 課長、あなたが言ったのは当たり前の答弁。私は先に言いました。予算編成時、中身が一部変更することはいいい。ただ、言ったではないですか、予算と全く説明のあったことが白紙に戻るような予算のつけ方をしている。何件もあります。一々言いません。予算が執行できなくて不用額で落としたものもある。ただ、行政ね、やっぱり議会に提案するときは、議員も真剣に予算書を見ながら勉強するのです。特に私もこのごろ目が不自由なので、こういうものを使っています。あの予算書をこういうもので一生懸命ずうっと見るのです。それで自分の頭に入れて、主なところは全部書き抜いて、それが2カ月たち、3カ月たつと中身が変わってしまっている。本来、そういう説明がなされたものが変わる場合は、予算を可決した、まず可決をする、委員会ぐらいには説明するべきではありませんか。

○企画部長（悴田浩治君） お答えをさせていただきます。

予算編成後の事由等により事業の執行のやり方等が変わった場合、委員会等への説明ということでございます。まず予算の編成、議会に提案する提案の仕方というものが1つあるかと思えます。予算の編成という政策の形成過程において、まず現状の調査、それから課題の整理、そして関係者との調整、そういうふうなものを経て事業が提案されていくわけです。それがまずは当然のことということは認識しております。ただ、今申し上げましたように、その後の事情によって執行のやり方が変わっていくという場合、市民の声等を聞きながら、変更が考えられるような場合もあるかと思えます。そういうふうな大きな変更があれば、この執行段階において議会のほうにも適宜十分な説明をしていきたい、このように考えております。

- 24番（河野数則・君） いや、部長、「していきたい」ではないのだ。なぜしないのですかとお尋ねしている。あなた方は変わったことを認識しておるのでしょうか、今その答弁なら。これからしていきたいと言っておる。認識しているのなら、ちゃんと議会に変更があった場合、委員会、委員長でも結構ですよ、議長でも結構ですよ。議長から議員に流す、委員長から議員に流す。それぐらい簡単なやっぱり手立てはするべきですよ。予算だけで款・項だけ議決したから、中身はどうでも書く。それは関係ない、本来ね。予算は可決していますから。それでは、さっき私が言ったように、この予算は何の予算か、一生懸命勉強したものが何もなくなってしまうのですよ。

ただ、市長、大変言いにくいことを言いますがね、私はトップダウンが悪いとは言いません。ただ、今を見ていますと、トップダウンで市長からおりたものが、職員が理解できていないのではないかと思うのですね。例えば市長が「これやれ」、「これをやりなさい」と言ったときに、その職員が全部理解できる。しかし、その理解ができるのは時間がないのではないかな、こう思っていますよ。行政の予算というのは、はっきり言って市長はずうっと頭の中にあるかもわからない。しかし、職員はわかりません。ある日突然ぽんと言われたときに、その用意をしていない。

それから、もう1点。「できない理由を言うな」というようなことを言っているらしいが、私は、人間ね、顔、形、体格、全て違うように、全ての人が優秀な能力を持っていません。やっぱり1の人もあれば2の人もある、3の人もある、5の人もある。それぞれやっぱり合ったような職員の使い方をすべきだと思いますよ。全ての職員を同時に並べて「全部これやれ」。大変な無理が行くと思いますね。

今見ていますと、また言いますけれども、職員がいろんな手立てをする、時間がない。その時間がなさに説明の欄が、予算を上げたときに款・項の予算が上がる、説明が成り立たない。予算を出すのに説明がない予算書なんかありませんから、何か説明をつけなければいい。しかし、途中で変わったらしようがない。私はある職員に何回も聞きました、「これは間違いなのか」。「えっ」と、もう言葉が詰まるのですね。「間違いなくこれはできるのだな」と聞いても、「えっ」と言葉が詰まります。ということは、時間がないのです。そういう現状がありませんか。

- 市長（長野恭紘君） 御指摘を真摯に受けとめさせていただきたいと思えます。議員言われるようにトップダウンとは、私は全ては思っておりません。ただ、トップダウンの部分もあろうかと思えます。それは、私の頭の中でいろいろと考えを巡らせて、全国の状況であるとか、地方創生は知恵の出し合い、スピード勝負というところもありますので、スピード感を持ってやっていかななくてはいけないという余りに、職員の中での説明がついていないという御指摘も、それを含めて私の責任であるというふうに思っておりますので、ただ、そのスピードを緩めることができるかといったら、それはできないというふうに思えます。であるならば、しっかりともっと職員とのコミュニケーションをとって、もっとそういった中身の内容について理解をさせるような取り組みを、今後加速をさせていき

いというふうに思っております。

- 24番（河野数則・君） 市長、今言われたとおりだと私も思っています。私は、トップダウンが悪いと言っていない。ただ市長、例えて言うと、今、将棋の14歳の天才少年ですかね、

あらわれて、また将棋が見直されている。民間、行政、この2つね。行政は民間に比べて、教育長、将棋も一緒です、将棋と一緒に行政は、大変な駒がそろっていると思いますよ。民間は飛車角落ちとか歩が半分しかない。そういうような状況の中でやっぱり100%の仕事をしよと、一生懸命努力している。私に言わせたら、行政は市長、副市長、部長、課長、次長、全部駒ぞろいではありませんか。これは民間からいったらうらやましいんですよ。ただ、駒の打ち方を間違ったら大変なことになる。将棋の駒というのは、私も余り将棋をしたことがありませんけれども、子どものころただけで、役割が決まっていますよ、どこでも飛んでいけない、斜めに行くとか横に行くとかね。ただ奇策の手でいろんな今利用者の子どもさん、少年がやっていますけれども、そういう何十手も先に読むのではなくても、今ある駒で十分使えるものを行政の中でつくる必要があると私は思って、この予算を見てそう思っています。

それと、もう1点。今、市長がくしくもスピード感を持って予算をつける必要がある。それはそのとおりです。ただ、そのスピード感を職員が理解できない分がたくさんあると思うので、副市長、部長、課長が、それを受けても、教育長さんもそうですよ、水道局長さんもそうです、消防長さんもそう。それを受けても、「ちょっと待って。これはもうちょっと時間をかけていろんな整理をして予算計上するべきですよ」という、私は、市長に言う勇気が必要だと思いますよ。それがなかったら、市長は王将で親分ですから、あなた方に「これをやりなさい」。「嫌」と言えない。しかし、怒られる勇氣、逆らう勇氣、進む勇氣、よく言われます。その判断をするのが副市長、部長、局長、教育長、消防長、あなた方なのです。

ですから、きょうの答弁だって何かわけのわからぬ答弁。きのうもそうですよ。山本議員の別商の跡地について、教育財産が普通財産になったよ。教育委員会が答弁する。あれは行政が答弁せねばいけませんよ。もう何かわけがわからぬことになってしまったね。もう市長から言われるので頭がいっぱいになって反論ができない。てんてこ舞い。もうちょっとね、市長から言われても、いいものをつくらうと思えば、時間をかけたほうがいいものができると思いますよ。やればやるほどやり損なう。バス事業がいい例ではないですか。見直しをしますよ。見直しではないでしょう、白紙でしょう、白紙に戻ったのでしょ。中を見たら、全部白紙に戻っている。見直しというのは、やったことを1つか2つ見直すが見直しですよ。全部見直すのは白紙、白紙に返した。そういうことでは、やっぱり議会と行政はうまくいかない。

今私が言ったことを副市長さん、部長、答える人、どっちでも結構ですよ。答えができる人、答えてください。

- 副市長（阿南寿和君） お答えいたします。

市長の指示のもとに消化し切れていないのではないかというような御指摘もいただいたところでございますが、市長も多忙の中で十分に今年度以降は協議の時間もとっていただいて、一体感を持っていろんな課題に取り組んでいるところでございます。先ほどいわゆるワンコインのバスの件につきまして、諸般の事情からもう一度原点に立ち返って、よりよい方法はどんなものかということで議論をして、また新しい方向ということで今打ち合わせをさせていただいているところでございますので、今後も私ども以下職員一体となってしっかりといろんな事業の取り組みをさせていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○24番(河野数則.君) 副市長、それは言いわけです。前回3月で私はそう申しあげました、そこで。工藤部長が答弁した。もうちょっと利用者の声を聞いたらどうですか、もうちょっと地域性を調べたらどうですか、なぜこんなに急ぐのですか、なぜ単線だけなのですか。高齢者が、あなたが今ワンコインバスを言うので言いますよ、高齢者が求めてないのですかと申しあげました。待ったほうがいいよ。そうしたら、そこに立って何かぶっくらぼうに、おまえ、何言っておるのかというような答弁をした。

もう一遍言うと、私は、市長が一番最初に就任したその当時、亀川の西口の質問をしました。行政は継続ですか。前の建設部長が、継続です。では、予算をなぜ削るのですか。いろんな論議があった。最後にこう言ったのです。忘れもしません。私は質問を終わりますと、座ったのです。もう議長は指名しないなと思った、残り3分だった。企画部長が手を挙げて答弁します。このままやったら、赤裸々な生々しい数字が出ますよ、こう言ったのです。それは平成27年度の決算でこう言ったのです。赤字再建団体になるのだと言っておるのかと思いましたが、私はもう質問をやめて座ったから言いませんでした。どっこい、平成28年度決算、きのう、財政課長から答弁があった。5ポイント、6ポイントアップ。こっちのほうが赤裸々な生々しい数字ではないですか。そんなことばかりしか答弁していなかった、要らぬこと言うなというような答弁。こんなことばかりするから、市長、あなたの足を引っ張るのですよ。肝心かなめの企画、総務、そこら辺がもっとしゃんとして、別府市職員を30年、35年やっているわけですから、行政全部をわかっている。そういう方々が、いや、これは提案するのは早い、もうちょっと待ったほうがいい。もうちょっといろんなニーズ、市民のニーズを聞いたほうがいい。時間をかけてやれば、きょうも答弁しておいた総合政策、昔の政策推進課ね、私が聞いたらこう言ったのですよ。天間、大所、小坂を一巡するバスをつくる予定です、こう言った。それがどっこい、天間だけです。また変わってきておる。小坂、大所なんか、どこに行ったかわからぬ。いまだに小坂、大所の話が何にもない、天間だけ。ですから、今言うように、言ったこととすることが、くるくる変わってくるのですね。

それはいいでしょう。ただね、これから、今、副市長がそういうことがないように、やっぱりちゃんと市長と話し合いをしながらと言うので、ぜひそのことを守っていただきたい。

そして、何回も言います。議員は予算書を捨てるのではありません、一生懸命見えています。この見る努力ね。それから言いました、市民にまた言いかえなければいかぬのですよ。説明があったら、また言いかえなければいかぬ。ある人が、河野さん、あなたは何を言っておるのか、1カ月前にここで説明したことがまた変わったのかと、こうなるのですね。そんなことがね。予算というのは、課長から答弁があったように、中身は変わることがある、それは一部です。大枠で全部変わることはありません。変わるような予算はあってはならないことですから、今後ぜひ気をつけてもらいたい。

次に行きますけれども、何かありましたら、答弁してください。なければ次に行きます。

○市長(長野恭紘君) 先ほども言いましたが、御指摘を真摯に受けとめさせていただきたいというふうに思いますし、職員の名誉のために、ちょっと私も申しあげますが、私がやれと言ったことを素直に100%やるということは、これはございませんし、これはもうちょっと時間をかけてということは、副市長以下職員からもしっかり声を上げていただいておりますし、私もそんなにわからず屋ではございませんので、しっかり耳を傾けて今後の事業をもっとじっくり腰を据えて、しかしスピード感を持ちながらやっていきたい。

いずれにしても、全ての責任の所在は私にありますので、最終的な責任は私のもとにしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

○24番(河野数則.君) 市長ね、最後に申しあげますけれども、もう選挙が終わって2年がたちました。中には与党・野党、色づけする人もいます。それから、選挙のしこりと言

う人もいます。私を含めて、この中で私の身内みたいな人は、山本議員が会派長をする会派で、私は心は一緒と思っていますからね。選挙のことにかかわりは何も持っていません。それから、私は与党、地方議会に与党・野党はないと思っています。この二代表制の中でやっぱりチェックアンドバランス、これが一番大事です。言いたいことは言う。議会が何も言わなくてやったことは、何かいいトップダウンと悪いトップダウンの論議はしません。する人もいますけれどもね、私はしません。ただ、いろんな気がついたことは議場で言う、それから議場の外でも言う、注意をする。これは、議会と行政のあり方。くしくも前の議会で私が車の両輪の話をして、一緒に回るのが車の両輪ではない、ブレーキをかけたり、前が進むときはブレーキをかけたり、ハンドルを右・左に切ったり、阿南副市長が、まさにそのとおりに言っていた。そうと思っています。

ですから、そういうしこりがあるから何か言うのだと言う人もいます。市長、ぜひそのことはないと思ってください。議会人として、やっぱり気がついたことをここで申し上げる。それが証拠に、国会のように予算の反対を野党みたいにしません。あなたが出したことは、予算はいろいろ論議をしながらちゃんと賛成をして全部可決しています。これが私は地方議会のあり方だと。市民の代表と思っていますから、そのことだけ申し上げて、次の質問に入ります。

課長、お入りください。次は別府市公設地方卸売市場についてということで質問します。

御承知のように今ある市場は、昭和 59 年に、以前は浜町に魚市場が 3 社、それから別府市に点在する青果市場が 4 社ありましたけれども、その 3 社が一緒になって、それから花卉の花弁市場ね、それが今、浜田と古市の間の地方公設市場は、59 年にあの埋め立てが完成してあそこに来ました。これは公設地方卸売市場、これはどういうこと。そのときは、私は議員ではありません。首藤さんは議員でしたから、覚えていると思いますけれども、別府市に公設卸売市場が要るのかという論議があったように聞いています。なぜ公設地方卸売市場が別府に必要だったのか。当時、別府の人口がまだまだふえるという予想だった。ですから、今の亀川の下水処理場も、あれも 17 万人用でつくっています。そのぐらいいふえる想定だったのですね。それが、人口がどんどん、何にもふえなくてこうなったのですけれども、ただ物を大量に仕入れて安く消費者に提供するというのが第一原則でした。そのためにあの卸売市場も、開場したのが、私が 58 年に当選しましたから、開場 1 年、できていました。大変な盛況で、こんな市場にこんなに魚が集まる、こんなに花が集まる、こんなに野菜が集まるのかと思っていました。

現状を見ますと、寂しい限り。私が説明するよりも、開設当時、それからピーク時、それから現在、この 3 通りのことについて、課長、御答弁ください。売り上げから、それから出入り業者の数から。わかれば答弁ください。

○産業政策課長（花田伸一君） お答えいたします。

議員言われるように、昭和 59 年より事業が開始されましたが、市場全体で見ますと、当初は約 64 億円の売り上げがございました。その後、平成 3 年の 100 億円をピークに、数年間はおおむね 90 億円程度で推移してきましたが、平成 11 年あたりより急な落ち込みが始まりまして、平成 24 年より約 40 億円の売上高で推移しております。また、買受人数につきましても、開設当初は約 600 の登録がございましたが、現在は約 300 の登録と、減少してきております。

○24 番（河野数則・君） 市長、今お聞きになったようにピーク時は 100 億円あったのですよ。ずっと 90 億円ぐらいで推移している。今 40 億、半分です。それから、業者の数にしても、600 が、今 300 ですね。もうやっぱり半分です。果たして今この公設卸売市場の役目を果たしているのかなと思います。ただ、昭和 59 年からもう 40 年近くたちましたから、その間、推移を見ますと、いろんなことが考えられるのですね。道路網がよくなった、そ

れから冷凍技術がどんどんよくなって発達してきた。それから直売所がどんどんふえた。それから郊外に大型のスーパーがどんどん進出してきた。

もう1つ原因は、その中でお年寄りの、こう言うのは語弊があるかわからぬが、教育長、それから水道局長さん、阿南副市長さんぐらいはおわかりでしょうけれども、私も若いころからよく家内と買い物をしていましたが、以前はキャベツ買う、1個しか買えなかった、そうでしょう。白菜買う、1個しか買えなかった。ネギ1束しか買えなかった。今は、キャベツは4分の1、白菜も4分の1、それからカットした野菜をパック詰めでたくさん売っています。ですから、今までは白菜が欲しいなと思ったら1個買って、半分使って冷蔵庫に直しておいたら中が腐って捨てておったのですね。今は物が少しずつ買える状況になってきた。極端に言えば今までの4分の1で済むようになった。その日使ったら終わり。そういう事情。

それから、今、冷凍技術がものすごく発達しましてね、魚にしても野菜にしても、さばいたものはマイナス60度で急速冷凍すれば、自然解凍は生きたままなのです。魚は氷で冷やして持ってくるよりも、さばいて急速冷凍かけて運んだほうが鮮度がいいのです。ですから、今、公設市場の中にも大きな冷凍庫がありますよ。これは、あの冷凍庫をつくった意味は何かというと、この国道10号に中間時点であそこに1回ストックして、それから次に持っていこうという計算だった。今はほとんど冷凍庫は使っていません。がら空きです。その冷凍庫はどうなっているかということ、ある水産会社が持っていましたけれども、今、亀川の魚屋さんが安く買って、魚屋さんが経営しています。ただそれぐらいしか荷物が入ってこない。

それから、青果にしても、例えば大型トラック1台来ます。2トン車、4トン車1台なんかでは安く入りませんから、大型が来る。亀川の市場に半分おろして、半分はよその市場に行くのです。ですから、原価以下で売らなければいかぬわけなのです。物がものすごく高くなる。

それから、あの広大な敷地ね。課長、あの面積をちょっと教えてください。

○産業政策課長（花田伸一君） お答えいたします。

面積につきましては、総計で6万9,946平米でございます。そのうち建物面積が1万1,940平米となっております。

○24番（河野数則君） 今、市長、聞いたように6万9,000平米あるのですよ、あの卸売市場がね。そして、当時は水産会社が2社ありました。今1社です。2社が1社になった。扱ひも随分減っています。果たしてあれだけの広大な敷地が必要なのかな。今まで何回かありましたけれども、ほとんどこの市場についての議論は、この議会であっていません。私が二、三回した記憶があります。治外法権みたいに競輪場と市場は、もう亀川の端にありますから、皆さんは余り行かないのです。ああ、あそこに市場があるな、あそこに競輪場があるな。このことだけで、ほとんど行っていない。ただ、市場法とか条例ね、いろいろあって、埋め立て法もあるでしょう。いろいろあって、簡単にあの広い土地が何かに利用できるかどうかわかりませんが、これは、埋め立ては県知事の許可です、国の許可ではありません。ですから、比較的認可替えるのは簡単なのかな。それから、市場に見合うようなものを何かまたやることによってあの市場は生きてくる。

なぜ私がこう言うかということ、随分老朽化しています。もう駐車場も穴だらけ、がたがたです。車が中を走ると、もうでこぼこですよ。そして、建物も老朽化している。この建物も駐車場も全部別府市の管理ですよ。別府市から管理費が出ているわけですね。さっき言いましたように、売り上げが半分になった。このことも行革に上がったのかどうかわかりませんが、聞いたら、ほとんど手つかずのようです。私が指摘して、ああ、そうですねというぐらいなもので、業者からも、浜田市長時代に陳情書が来ています、何とかしてほ

しい。これ、そのままになっている。長野市長になってから来ていませんけれどもね、一度現状はちゃんと業者から説明するというなら、私は連絡をしますけれども、何か改革をするという手立てを今までとったのか、今後何かやろうとしているのか、このまま、もうしようがないから推移をしようとしているのか。この点について御答弁ください。

○経済産業部長（松永 徹君） お答えいたします。

現場の状況に関しましては、今、御質問の中で御説明いただいたとおりですし、また取り扱い額等の数値は、先ほど課長のほうから報告をさせていただきました。

今後についてでございますが、少なくとも今の状況の中で将来像は描けないと思います。したがって、さまざまな可能性を排除せずに別府市の市場を取り巻く状況の推移を注視していくとともに、公共施設マネジメントの進捗、また関係者の声を聞きながら持続可能、こういったものを想定して、中長期的な公設市場のあり方について協議してまいりたいと思っております。

○24番（河野数則 君） これは私もひとり勝手に質問しましたけれども、業者の人とは何人かしか話は聞いていません。業者の意見が一番やっぱり重要視されるのかな。これまで一生懸命あそこで物を買っていただいた。ぜひ、部長から答弁があったように、これね、市長、何か検討委員会をつくりませんか。あの土地を何か有効利用することによって、私はこう思っているのですよ、あれだけ広大な土地があって、こっちのスパビーチの前で露店を出していろんな食べ物をお持ちしていますね、あれをあの市場でやると、あの中半分でも使ってやると、競りには余り影響ありません。ああいう食材を、何か物売るとか、食材を売るとか、何かそういうものに使えば随分また人集めになるのかな。あの狭いところでやるよりも、駐車場もない狭いところでやるよりも、農業者と一緒に亀川の港の前でやっていますよね、ああいうものではなくて、一般の人が3日か4日来て物が食べられるような、別府に泊まっていたら、別府の食材で物売るとか。それこそ私は地産地消につながると思いますよ。

以前はこの市場の人は、この市場に天間、小坂、大所、竈、内成、古賀原、東山、まだあります、ここら辺の農家の人は、全部野菜をつくってこの市場に持ってきた。今、一軒も出していません、この亀川の人、出さない。出しても売れない。例えばハウレンソウを50把持ってくれば10把しか売れない。あと、ただですよ。ですから、古賀原の人なんか全く出しません、出さぬようになった。それから魚も、今、別府湾は、もう魚はほとんどとれない。玄海からとか宮崎とか北九州とか下関と、あっちのほうから魚は来るだけで、別府湾の魚はほとんど出ません。ですから、そこら辺を考えてね。

こんなことを言うと悪いけれども、本当に公設市場というものが必要なのかな。最初は大前提の、大量に仕入れて安価で市民に提供するという原則が崩れた。そのことを踏まえてやっぱり行政の中で、部長が簡単にさっき答弁したけれども、もうちょっと真剣に取り組んでくれませんか。時間がね、もう終わろうと思いますから、市長、一言あなたが答弁していただければ終わります。

○市長（長野恭紘君） 先ほど経済産業部長が答弁をしたとおりでございますが、私からも申し上げますれば、今、議員言われたとおり本当にこれからの、逆に言うと可能性もすごく私は感じているところでもございます。市場自体は非常に厳しい経営状況が続いておりますけれども、今6万9,000平米、ほぼ7万平米あるわけでありまして、建物部分以外の建物の有効利用をしっかりと、さまざまなお客様をお迎えするような、築地まではいきませんが、何かああいった知恵を出し合って、協議会の設置も含めてさまざまな検討を続けていきたいというふうに思います。

○24番（河野数則 君） ありがとうございます。市長、これはゆっくり考える必要はありませんから、すぐやってください。よろしく願いして、一般質問を終わります。後の

方、済みません、ちょっと早く終わりましたから、ごめんなさい。これで終わります。

- 5番（森 大輔君） 今回は、3つのテーマについて質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初の南立石道路についての質問については、地域住民の切実な御要望を受けてから、平成27年第4回市議会定例会におきまして、質問させていただきました。あれから約2年がたちますので、そろそろ工事も完成に近づいてきたと期待をしておりましたが、工期がまた延伸をされたとお聞きいたしましたので、その詳細について質問をしていこうと思います。

御存じのように、この路線は、国道10号から別府インターチェンジを結ぶ主要幹線道路です。この路線周辺には観海寺温泉など観光地があり、また別府駅、市役所があることから、別府の観光経済面において重要な路線であると同時に、防災面においても避難路線として重要視されています。しかしながら、この路線は、道路線形の問題や道幅が狭い箇所が連続するなど多くの課題を抱えておまして、大変危険な状態にあると言えます。平成25年度には、この路線において交通死亡事故も発生いたしました。ゆえに、より安全な通行の確保のため、この路線の早期完成が求められてきました。

この事業は、平成6年から始まり、当時の完成予定では平成18年3月でした。しかし、それから十数年たった今も完成には至っておりません。いまだに完成の見通しがつかないこの状況についてどのように考えていますか。

- 都市整備課長（橋本和久君） お答えいたします。

富士見通り南立石線の完成がおくれていることによりまして、ゴールデンウィーク、お盆、お正月等に渋滞が発生し、観光客はもちろん地元住民の方々に対しましても多大な負担をおかけしているというふうに考えております。

- 5番（森 大輔君） 以前議会で質問した際に、工期がおくれている要因の1つに用地交渉が難航しているためと御答弁がありましたが、その後の状況はどのようになっていますか。

- 都市整備課長（橋本和久君） お答えいたします。

用地買収につきましては、昨年度平成28年度中にほぼ完了しているとお聞きしております。

- 5番（森 大輔君） わかりました。では、工事の進捗状況についてはどのようになっていますか。

- 都市整備課長（橋本和久君） お答えいたします。

この事業は、全体施行延長2,260メートルとなっております。まず堀田三差路から高速道路のガード下までの960メートルにつきましては、総事業費34億6,100万円で平成23年度に完了しております。そこから市街地までの残り1,300メートルについては、施行済み区間ははまだ約380メートルとなっております。

事業費ベースの進捗率について説明いたします。総事業費116億6,000万円、現在までの事業費としまして98億9,400万円であり、進捗率は約85%となっております。

- 5番（森 大輔君） 前回質問したときの進捗率は75%でした。あれから約2年間で10%進んだということになりますが、逆に言えば2年間で10%しか進まない理由は何でしょうか。地域との約束では、平成29年度末の完成予定ということで伺っておりますが、この調子でいきますと、完成まで2年から3年かかりそうな計算となります。このことについて質問をしていきたいと思っております。

以前、市議会で御紹介をさせていただきましたように、今から約3年前、関係する南立石校区の自治会長の方々と県土木に、この路線の工事早期完成の陳情に上がってまいりました。そのときに、いつ完成をするのですかと問いましたところ、当時の県土木の伊藤所

長さんが、最終的な完成予定は平成 29 年度末を予定しています、このように答えてくださいましたので、その場はその言葉を信用して、地域のほうも、早期完成に向けて協力をいたしますので、お願いいたしますと申し上げて帰ったことを今でも覚えております。

そして、先月、そろそろ約束の日にちまで 1 年を切りましたので、工事の完成の見通しがそろそろついたころかなと期待をしながら、南立石校区の代表者とともに確認をしに市役所に訪れました。そうしましたら、担当課から、実は工期の延伸が決まりましたと、大分県から連絡がありましたと聞かされまして、大変ショックを受けました。

ここに、4 月 28 日付で大分県から、富士見通り南立石線路線の事業計画の変更届が出されていますが、ここに示された新たな完成予定日はいつになっていますか。

○都市整備課長（橋本和久君） お答えいたします。

完成予定期日につきましては、平成 32 年 3 月中の完成を目標として施工中であると同っております。

○5 番（森 大輔君） 本来は来年の 3 月末だった完成予定から 2 年延期をされたということになります。つまり地域と県土木が交わした約束は守られなかったのです。こうした約束をしたことについてはやっていたかないと困ります。本来こういった工事完成予定にかかわる重要な計画変更があるなら、少なくとも地域の代表者の方々には事前に工事の状況、延期の理由などをすぐに報告すべきだと思いますが、全くありませんでした。今回は事前に聞きに行きましたのでわかりましたが、もし聞きに行っていなかったら、工期が延期されたこと、知らないままです。こういったことが続きますと、市民の方がばかにされているのかなと思います。市議会でこういった指摘があったということを県のほうに強く伝えていただきたいと思います。

この調子だと、約束の完成予定でも 2 年がおくれ、当初の予定から考えますと、約 14 年間おくれるということになりますが、今回は一体どのような理由で工期が延伸されたのですか。

○都市整備課長（橋本和久君） お答えいたします。

主な理由といたしましては、この事業は、大分県が国から交付金をいただいて施行している事業でございます。昨今の財政事情により要望どおりのお金が交付されず、予算確保に大変苦慮していることと同っております。今のような交付金の交付率であれば、平成 32 年 3 月中の完成も非常に厳しい状況であると同っております。

○5 番（森 大輔君） 事業が始まってから二十数年がたっています。国から交付金が出ないから、そういった理由は今さら通用しないと思っております。この説明で市民の方が納得されると思いますか。第一、交付金がなかなかつかない、こういった課題については、以前からずっと言われてきた問題です。そんなことを今さら言われても困る。

あと、御答弁で気になった点がございます。平成 32 年度中の完成も正直見通せない。これは一体どういうことですか。それは、つまり完成しないとおっしゃっていると同じことです。今からそんなことでは本当に困ります。別府市には、県はもちろんですが、国のほうにも交付金をしっかりつけていただけるように要望していただきたい。お願いいたします。

私が以前、市議会でこの路線整備事業について取り上げましたとき、地域と約束した完成予定日については守っていただけるように、市からも県にしっかりお願いをしてくださいと申し上げました。そのとき、阿南副市長から、しっかり県にお願いしてまいりたいと御答弁をいただきました。物事には、一生懸命しても予定どおりいかないことはあります。しかしながら、この再三にわたる工期延伸は、住民の期待を大きく裏切っていただきました。いまだに工期すら完成が見通せないこの状況に、大変失望をしております。何より地域住民との約束が守られなかった、この結果責任については、県行政は重く受けとめてい

ただきたいと思います。このことも踏まえていただいて、今後別府市はどのような対応を
していただけますか。

○副市長（阿南寿和君） それでは、お答えいたします。

以前の市議会の答弁の際にも、私も土木事務所のほうに足を運んでしっかりとお願いし
てきましょうというようなお話をいたしまして、それ以後、別府土木の所長も3人ほどか
わりまして、その都度こういったこともお願いしてまいりました。

そもそも、先ほど課長のほうからお答えしたように、国のほうにおいても、やはり選択
と集中というようなことで、どれを優先するかという中で、この箇所について思うように
予算がつかなくなったということがやはり原因だというふうに分けております。土木事
務所はもちろんでございますが、県本庁に対しても、私もその都度この件についてはお願
いしております。県のほうでも、先週、国への要望活動ということで国土交通省のほうに、
都市計画の関係事業について、当然この箇所も含んでおるわけですが、担当課長からしっ
かりお願いをしてきたということの回答もいただいております。

今後も、別府市といたしましても、直接国への要望活動ということも視野に入れながら
しっかりと取り組んで、一日も早い完成に向けて努力してまいりたいと考えております。

○5番（森 大輔君） ぜひ、そうしてください。お願いをしておきます。

実はこのことについては、まだ県土木から地域住民の方々に対して工期が延伸されたと
いう説明を受けておりません。私が思うには、少なくとも地域の関係者、代表者の方々には
これまでの経緯、進捗状況、そして工期延伸の理由、何よりこの道路がいつ開通するの
かといったことについては、説明を近いうちに求めていきたいと思っております。その際には県
の道路事業の早期完成を強く御要望させていただきたいと思っておりますので、よろしく
お願いいたします。

では、次に道路の渋滞問題について質問をいたします。

富士見通り鳥居線から別府インター入り口までの渋滞している状況については、皆様も
よく御存じのことだと思います。具体的に申し上げますと、霊泉寺付近から九州横断道路
の堀田交差点の1車線道路の間、そして別府インター入り口に入るまでの区間が、車が「一
寸ずり」になります。特に連休・休日・祝日・年末年始、この時期になりますと、他県か
ら車でお越しになる、別府にお越しになる観光客の方が、高速自動車道を利用するために
大変な渋滞となっております。

ここに、観光課からいただきましたことしのゴールデンウィークの入り込みの客数の調
査結果がございます。ことしは、観光客の入り込み客数は例年並みの約31万人、宿泊者
数は約5万人、交通手段の内訳は、一番多いのがやはり高速自動車道を利用された約8万
5,000人の方、その次に鉄道、航空機、船舶となっております。これから夏に向けまして観
光客の誘致にさらに取り組んでいただいて、別府を日本一の温泉地として発展させていた
だきたいと思う次第でありまして、ここに、民間のじゃらんネットが発表しています「全
国人気温泉地ランキング」、その調査結果を示す資料がございます。これによりまして、
1位は、温泉地の中で1位は、箱根温泉が1位、その次に草津温泉、3位に湯布院温泉、
別府は4位でございました。別府と湯布院、車で約30分、距離感としても十分に周遊で
きる環境。別府と湯布院の相乗効果を生み出せるように道路環境整備もしっかりしていただ
いて、「別府・湯布院温泉郷」という形でアプローチしていただいて、1位の箱根温泉
以上に魅力ある温泉地にしていただきたい、そのようにお願いします。

以前の市議会でこの問題につきましてもやはり御指摘させていただきまして、別府イン
ター入り口に至るまでの道路線形の改良、信号機の点滅時間の調整、これをすべきだと御
指摘させていただきました。そのときに建設部長から、公安委員会並びに大分県のほうに
強く要望したい、そのような御答弁をいただきました。その後どうなっているのかな。きよ

う、ここでお聞かせください。

○都市整備課長（橋本和久君） お答えいたします。

前回、議員さんの質問を受けまして、別府警察署を通して公安委員会に、堀田の三差路及び別府インターチェンジ入り口の信号現示を調節させていただきました。具体的に説明いたしますと、ゴールデンウィークやお盆、年末年始などの渋滞が予測される時期には、別府インターチェンジ入り口の右折の青の矢印の時間を長くするなどして対応していただいております。また、大分県別府土木事務所のほうにもお願いに行きまして、別府インターチェンジ入り口の右折レーンに関しまして延伸するなど、渋滞対策のほうを行っていただきました。

○5番（森 大輔君） 対応していただいたということで、その対応については感謝申し上げます。ありがとうございます。

ここに、別府のインターチェンジ右折に入る右折レーンの周辺の写真を持ってまいりましたので、御紹介したいと思います。少しわかりにくいかもしれませんが、以前はインターに入る右折レーンが短かったのですが、現在は少し長く改良されておりました。これが改良前の写真でございます。そして、こちらが改良後の写真です。比べてみますと、確かに長くなっています。対応していただいたおかげで少しずつ改善されつつあるということで、地元としても大変うれしく思っております。ありがとうございます。

ただ、しかしながら、現実はまだこの渋滞問題というのは、完全には解決されていないようです。今後もぜひ、諸課題があると思いますが、解決をされながら引き続き県に対応していただけるように御要望申し上げたいと思います。いかがですか。

○都市整備課長（橋本和久君） お答えいたします。

今回、県道の右折レーンのさらなる延伸するスペースがございますので、そちらの延伸も含めまして、大分県別府土木事務所のほうへ要望したいと思っております。

○5番（森 大輔君） この路線の渋滞問題は、別府市の観光経済、そしてまた防災分野にも大きく影響を及ぼす重要な課題だと思いますので、今後の対応をしっかりと見守っていきたいと思います。これで、この質問を終わります。

次に、福祉行政についての質問に移ります。

先般、第7期別府市介護保険事業計画等策定委員会に出席をさせていただきました。そこで、約800万人と言われる団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年を見据えて、介護が必要な状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるように、医療・介護・予防・住まい、そして生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められております。この取り組みの1つに生活支援体制整備事業、これがございますが、この事業の目的は何ですか。

○高齢者福祉課長（安達勤彦君） お答えいたします。

生活支援体制整備事業と申しますのは、端的に言いますと、地域に助け合い・支え合いを広げるための基盤づくり、それから地域づくりを進めることでございます。単身や夫婦のみの世帯、それから認知症の高齢者が増加する中、これまでの公的サービスや医療・介護施設といった資源が不足し、今後高齢者のニーズ・課題等に十分に応えられないことが懸念されますことから、市が中心となりまして社会福祉協議会それから地域包括支援センター、NPO法人や民間企業、自治会、老人会、それから民生委員などと連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実、それから強化及び高齢者の社会参加の推進を図っていくことを目的としております。

○5番（森 大輔君） 今御説明していただきましたその事業の一環として、具体的に申し上げますと、定期的に住民の方々が集まって地域の課題について話し合う住民ワークショップというものを実施しておられるようです。ここでは、住民同士が地域ごとに抱え

る課題をみずから話し合い、改善計画を立てて課題を解決するようという事で努めていらっしゃいます。このような住民参加型の活動を行うことで地域の課題をみずから明確にされ、自分たちでできることについては、お互いに支え合って、助け合っていこうという、そういった取り組みがされているようです。一方で、地域だけでは解決が難しい課題、そういったことについてはどのようにしたらいいのですか、別府市としての対応が求められるケースもあると思います。そういった場合、行政としてどのように対応をされますか。

○高齢者福祉課長（安達勤彦君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり地域課題の解決、自分たちだけの取り組みではなかなか限界があることは理解しております。

この生活支援体制整備事業に関してちょっとお答えをさせていただきますけれども、この事業は、市内のおおむね中学校の校区の圏域ごとで支援体制の強化を図ろうというものでございます。自分たちで解決できない課題。ところが、それが隣の町の方々なら、あるいはできるかもしれない、また、その逆もあるかもしれない。そういった地域の支え合い・助け合いを求めるのがこの事業と理解していただきたいと思っております。

それでも、どうしてもできない部分もあろうかと思っております。もちろん市が中心となって進める事業ですので、他市の状況も含めまして、市も一生懸命サポートしていきたいと思っております。

それから、今私がお答えしたような生活支援体制整備事業についての課題でございます。地域の話し合いではいろんな課題が出てこようと思っておりますので、その課題内容によっては担当部局、関係部局にまた御相談いただければ、しっかりサポートをされると思っておりますし、また、この事業の中で生まれていく連携強化等が、そういう課題の解決のヒントにもつながればとも考えているところでございます。

○5番（森 大輔君） もう少し具体的に御答弁していただきたいと思っておりますが、市内では中心市街地、中山間地域、そして南部地域、北部地域、西部地域など、それぞれの地域におきまして住民ワークショップというものを実施しておられるようですが、それぞれの地域で具体的にどのような課題が出されているか、御答弁ください。

○高齢者福祉課長（安達勤彦君） お答えいたします。

四、五カ所の地域での内容となりますけれども、例えば高齢者の共同温泉の入浴、これにおける見守りの支援、それから閉じこもりの高齢者にいかにして外出していただくか、それから買い物が不便、公民館以外に集まる場所がないといった意見が出されているようでございます。

○5番（森 大輔君） やはり住んでいる地域が違いますと、住民の方々が日々の生活の中で感じます、その地域の課題というものも違ってくるのだろうなということを拝察させていただきました。

実は西部地域で行われました住民ワークショップに参加をしてみました。そこで話し合われた一番の地域課題については、買い物に行くまでの交通手段のあり方でした。議会でもたびたび取り上げられている課題でございますが、西部地域におきましては、住んでいる場所によっては近くにお店がないことも相まって、公共交通機関を利用しなくてはなりません。また、循環のバス路線もございまして、充実しているとは言いがたい状況です。この点につきましては、バス事業者も事業性を考える上でできないこともあると理解させていただきますが、このままの状態では、自家用の交通手段を持たない高齢者の方々にとっては移動が困難な地域となりつつあります。

ちなみに、先般のワークショップの話し合いの結果、とりあえず移動販売サービス、こういったサービスを地域に呼んでいこうではないか。そういったことで今できる地域とし

での解決策、こういったものを考えられています。これも移動が困難な地域の解決策の1つだと思いますが、この交通手段のあり方については、市内のさまざまな地域で議論されていると思います。住んでいる場所ごとに公共交通機関の利用環境には地域差がございますので、一概には言えませんが、ひとつこれを別府市全体の共通課題として一定の解決策を示す、このことが求められているのだなと身近に強く感じた次第です。

これまで別府市は、先行して中山間地域におきまして、バスの循環線であるとか乗り合いタクシー、デマンドタクシー、こういったものの実証の運行をしてこられました。その内容につきましては、正直厳しい評価もございます。ございますが、まずは中山間地域に住まわれている方々の交通手段を何とかしたい、その試みは理解させていただきます。ことしは、市街地におきましても高齢者を対象にしたおでかけ支援バス、この実証運行を議会で議決させていただきました。地域によっては坂などが多く、バスまでの距離がありまして、出向くまでが大変だという方もたくさんいらっしゃいます。また、高齢者によってはバスの移動自体に困難が伴う方など、身体の状態には個人差があります。中には年齢問わずお元気な方もたくさんいらっしゃいますので、一概に年齢判断できませんが、一般論で申し上げますと、大体70歳以上に必要な支援と80代、もしくは80代以上の方々に必要な移動支援というものは違うべきだろうと考えます。身体の状態や年齢によって移動支援が選べる、そういった福祉策が今後望まれてくると思います。

例えを申し上げますと山口県の岩国市、ここ岩国市では、長寿支援タクシー事業を実施しておられまして、バスの移動はもちろんですが、タクシー移動にも補助をされ、行き渡った福祉政策を展開されている、そのように勉強させていただきました。

今後、別府市におきましても、多様な公共交通手段を視野に入れた移動支援策、これを行っていただきたい、行っていくべきではなかろうか、このように思うわけですが、御答弁をいただけますか。

○高齢者福祉課長（安達勤彦君） お答えをいたします。

まず、御提言をありがとうございます。確かに高齢者にとりましては、バス停に出向くだけでも大変な苦勞を強いられる方もいらっしゃると思いますし、岩国市の取り組みも参考になる事例だと考えます。

本年度、おでかけ支援バスの実証運行を予定しておりますが、実施に当たりましては、バスを利用される方、利用しない方にもアンケートをしようかなというふうに考えております。議員と同様の意見もございますでしょうし、また別の福祉施策をお考えの声もあろうかと思えます。高齢者が望む福祉施策は、地域によってさまざまでしょうし、年齢によっても変わってくるものと思われます。今回の実証運行におけるアンケート結果を通じまして、議員御提案のタクシー利用も含め、皆様方に喜ばれる福祉施策につなげていきたいと考えております。

○5番（森 大輔君） よろしくお願ひいたします。期待をして、この福祉行政、このことについての質問を終わりたいと思います。

では、地熱発電について質問を行っていききたいと思います。

昨年の12月市議会におきまして、熱水循環型発電方式の実証試験事業、このことについて取り上げさせていただきました。温泉の利活用のあり方については、今後、今まで以上に慎重に対応していただきたい、そのような趣旨の質問をさせていただきました。

今回は、県が行っています温泉掘削許可のあり方について、本当にこれでいいのかと疑問に感じるケースがありましたので、御紹介をしながら質問をしていきたいと思っております。

御存じのように、温泉湧出目的で掘削をする場合、温泉法第3条に従いまして都道府県知事に申請をし許可を受けなくてはなりません。掘削の審査基準につきましては、都道府

県によって違いますが、大分県の審査基準については、大分県議会にて柴田生活環境部長さんが御答弁しておられましたので、御紹介いたします。

「温泉掘削申請につきましては、県の環境審議会温泉部会に諮問し、答申を経て許可を行っています。温泉部会では、大分県独自の審査基準を設けています。その基準とは、県内全域では少なくとも既存の泉源から 60 メートル以内の場所での新規掘削を認めません。さらに、原則新規掘削を認めない特別保護地域や既存の泉源から 150 メートル以内の新規掘削を認めない保護地域などの規制を設けております」、これが大分県の審査基準の概略だと思われま。

では、別府市はどのような形で温泉掘削の許可申請にかかわっておられますか。

○温泉課長（白石修三君） お答えいたします。

温泉掘削許可につきましては、大分県が温泉掘削の許可申請を受け付けた後、大分県環境審議会温泉部会の諮問に当たり、事前に別府市に対し大分県東部保健所より意見照会がなされます。大分県から意見照会がなされますと、温泉課では、都市計画、道路認定、環境保全条例等関係の計画及び条例等の整合性に対し関係各課への意見照会を行い、確認の上、別府市の意見として東部保健所へ回答しております。

なお、許可申請に対する基本的な審査基準等の確認につきましては、許可権者であります大分県が行っているものと認識をしております。

○5番（森 大輔君） つまり、市は関係各課の計画や条例との整合性については確認されますが、掘削の審査基準を満たしているか、その最も大切な審査基準につきましては、許可権者たる県の責任のもと行われています、こういったことで確認をさせていただきました。それを踏まえてお話をさせていただきたいと思ひます。

実は観海寺地区の薬師堂温泉というものが御存じだと思いますが、この近くである事業者が計画しています地熱発電について相談を受けてまいりました。この事業計画場所は、場所を申し上げますと、観海禅寺さんのすぐ上隣、勾配が、急な坂道が上がっていったところにございます。この地域は、以前より土砂災害や大雨による洪水被害などに悩まされてきた歴史がございまして、住民の方々はこういう危険な場所での地熱発電を行おうとするその計画に対して、とても心配をする声を上げてきました。ことしに入ってから住民の方と事業者との間で話し合いが何度も何度も行われ、住民の方々が一番懸念をされている薬師堂温泉に悪影響を及ぼさないように細心の注意を図りながらバイナリー発電及び付随した事業を行ってください、そういったことをお約束した協定書を結ぼうという運びになりました。この中には観海寺周辺の自然環境や住民の生活環境に対して適切な配慮を行うこと、また自然災害が発生しやすい危険な場所であるということを確認していただき、必要な防災対策を講じていただきたい、そういった住民の方々の思いが集約された内容となっています。それが、こちらになります。これができ上がるまでには大変な御苦勞をされたこととお察し申し上げますとともに、住民の方々の観海寺温泉を守りたい、その思いには心から敬意を表したい、そのように思っております。

この協定書の中身については、もちろん事業者も合意をしていただきました。別府市におかれましても、これからの成り行きを注視していただきまして、よりよい結果となるようにしっかり見守っていただきたい、そのようお願いをいたしたいのですが、いかがですか。

○環境課長（松本恵介君） お答えいたします。

観海寺自治会と事業者が協議してきました経過に関しましては、市としても情報共有を図ってきた経緯がございます。これを踏まえながら、今後とも地域共生の観点で助言等を行ってまいりたいと考えております。

○5番（森 大輔君） ありがとうございます。よろしくお願ひを申し上げます。

住民の方がこの地熱発電、これを大変心配されているのには大きな理由がございます。それは、発電に必要な穴を掘った場所から一番近いと推測される薬師堂温泉の泉源までの距離が、大分県の距離制限を満たしていない可能性があるからです。先ほど申し上げましたように、大分県の審査基準によりますと、観海寺のような保護地域においては、既存の泉源から150メートル以内の新規掘削を認めませんとなっています。しかしながら、住民の方々の訴えで県に確認をいたしましたら、新規掘削した場所から薬師堂の泉源までの距離が150メートルなかったということが判明いたしました。

ここで問われている問題は、では、なぜ県は、県の審査基準である距離制限を満たしていないにもかかわらず、新規の温泉掘削についての審査を行い許可を出したのか、この点です。この点について県の担当の方に問い合わせさせていただきました。そのときの話を、私なりに要約いたします。当初、県は一番近いと思われる薬師堂泉源の場所を確認する資料をもとに確認をされたようですが、書類上は薬師堂温泉の泉源は現孔不明泉であったために、泉源の位置をはっきり特定できなかつたようです。にもかかわらず、泉源の位置を仮定して、あたかも150メートル以上離れているような条件のまま温泉部会に諮問したところ、部会からの答申を経て温泉の掘削許可を出しました、そういったお話のようです。

私が思う疑問点のまず第1点目は、書類上で現孔不明泉となっているのであれば、なぜ泉源の場所を現場に行き確認をされなかつたのですか、という点です。

観海寺は、温泉が自然湧出している泉源があります。薬師堂温泉もその1つです。そういう特色がある地域では、泉源の場所がわかりにくいことがあります。書類上、現孔不明泉という扱いになっている泉源があるようです。こういう地区にて新規の掘削審査、これを行おうとする場合、現場に行き150メートル周辺に既存の泉源がないか確認をしなくてはならない、そういうふうを考えていただきたい。その後、県のほうから現場調査を行っていませんでしたということなど、審査の仕方に落ち度がありましたということも認めていただきました。その後、掘削許可をしたその判断について見直しを尋ねましたが、掘削自体が完了している、それは難しいですという回答しかいただけませんでした。県は、瑕疵があったと認めながら、一方で何もできません、何もしないというこの対応に、正直地域の方々を含めて納得ができませんが、私が思う一番の問題点は、本来資源保護の視点から慎重な対応が求められる立場でありながら、既存泉の状況を全く現場調査しようとしなない県のやり方ではないかな、そのように思っています。やはり書類上だけでは、今回のように現状と違う場合がございますので、厳正な審査とは言えないと思います。それだけでは基準があってもなくても結果は同じではないかという御指摘が出てきます。

今回のケース、実際に現場に行き確認をすれば、どこに薬師堂の泉源があった、どういう状況なのか、すぐにわかっていただけたと思います。それを温泉部会に諮問する前にちゃんと調査をしていただければ、もしかすると違う結論が出ていたかもしれません。私は、温泉掘削許可の審査は、許可権者である県が十分な調査をされた上で行っているのだろうと信頼をしていただけない、住民の方もそうですが、大変失望をいたしました。現場調査をしないまま温泉部会に諮問し、そのまま答申を経て許可を行おうとしていた県行政のあり方を強く御指摘させていただきたいと思っております。

別府市民は、先人より引き継ぎました温泉を大切にしてきました。しかしながら、温泉掘削許可を出す許可権者たる肝心の県がこういうことをしていると、守れる資源も守れないと思っております。何で「おんせん県おおいた」なのですか。それは温泉の恵みに感謝をされ、温泉を通して大分県を知っていただくということだと思います。そうであるならば、何で温泉を大切にしないのですか。このことをこの場を借りて言わせていただきます。

今回のように距離制限を満たしていないにもかかわらず許可を出していたというケースが、ほかにあるのではないかと、そういった心配がされていますが、別府市としてどのよう

に考えておられますか。

○温泉課長（白石修三君） お答えをいたします。

議員御質問のそういうケースがあるのではないかとということですが、ほかに許可したケースはないものと認識しております。

それと、市のかかわりのほうですけれども、許可が出された場合、許可証というのが市のほうに送付をされます。それで実際に許可されたかどうかというのがわかるということになっております。

○5番（森 大輔君） ないということは、つまり今回のケースが初めてのケースだったということなのかなと思いますが、しかし、これもよくわかりません。正直申し上げて今まで県がされてきた調査が本当に十分だったのか、その点について疑念が残ります。もしかすると、ただ把握をしていないだけで、実はあるのかなという疑問も多少ございます。

最終的に私が申し上げたいことは、別府市に対してお願いしたいこととなりますが、既存泉の現状をしっかりと現場調査していただいた上で慎重に掘削許可の判断をされるように、県に強く要望していただきたい、そのように思います。いかがですか。

○温泉課長（白石修三君） お答えをいたします。

許可申請先が大分県であります。かつ許可の審査につきましても、大分県の担当部署が温泉部会へ諮問をしておりますので、市としましては、審査の方法について発言する立場ではないというふうに考えております。しかしながら、市内の温泉掘削に対し別府市への意見照会がなされますので、これまでと同様に疑義等が生じた場合には、その旨を意見としまして回答をしたいというふうに考えております。

○5番（森 大輔君） やはり県に直接訴えていかないとなかなか改善されないのかなと、歯がゆい気持ちがいたします。

では、今後の対応について質問していきます。一度出した許可を掘削し終わった後に見直すということは、原則難しいようですが、この新たに掘削された位置から一番近い薬師堂温泉への影響が大変心配をしておられます。今後、この新規掘削が原因で薬師堂温泉に影響が生じた場合、どのような対応ができますか。

○温泉課長（白石修三君） お答えをいたします。

温泉法第12条では、「都道府県知事は、温泉源を保護するため、必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる」と規定され、いわゆる温泉採取制限命令の処分行為ができることとなっております。この「温泉源を保護するために必要がある」とは、現に温泉採取の状態を放置すると、温泉の湧出量の著しい減少、泉温の著しい低下もしくは成分の顕著な変化をもたらす等により、重大な影響が認められる場合のことです。この条文の適用につきましては、温泉部会の意見を聞いた上で最終的に大分県が判断することであるというふうに認識しております。

○5番（森 大輔君） 今後、もしものことがあれば、これは別府市にとってはもちろんですが、「おんせん県おおいた」にとっても重大事件となり得るぐらい大切な問題でありますので、温泉掘削許可については厳正な調査の上審査をされますことを、重ねてお願いいたします。

最後に、市長の御意見・御感想をぜひお聞かせいただきたいと思います。これまでのお話を聞かれてどう思っていたか。お願いいたします。

○観光戦略部長（田北浩司君） お答えいたします。

先ほど温泉課長が答弁しましたように、温泉掘削の許可につきましては、大分県が許可権者であり、私どもとしましては、市民生活に心配が及ばないよう、温泉掘削に対する別府市での意見照会の際には疑義のある点、その旨を意見として回答するとともに、大分県

とも連携を図るように努めていきたいと考えております。

- 5番（森 大輔君） 今回のケースでは、市民の生活に大変な心配が及びました。こういったことが今後はないように、ぜひ別府市としてもできる限りの対応をお願いしたい、心からこう申し上げさせていただきます。

市長からの御感想がなかったのは残念だなと思うのですが、本当にこのままでよければ、この先にいきたいと思えます。

- 市長（長野恭紘君） お答えをいたします。

許可権限が県にあるということで、私どもとしては、あくまでも別府市の立場といたしましては、まずは開発の前にやはり温泉資源の保護というものが大切だろうというふうに、これは一貫しております。県とも十分、意見を求められた際には意見を申し上げて、まずは保護があって、その先に開発であったり有効利用があるものというふうに思っておりますので、その点についてはこれからも一貫して、また意見を求められた際には意見を申し上げたいというふうに思えます。

- 5番（森 大輔君） では、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、市の条例について質問をしていきたいと思えます。

これまで別府市は、温泉発電等の条例づくりを行ってまいりました。これによりまして、地熱発電事業者が事業を始めるまでの、しなくてはならないガイドラインを明確化され、周辺住民に対して事前の説明会の開催義務、そして、稼働後も影響調査を実施するということが示されました。これにつきましては一定の意義がある、そのように思っております。

ことしの3月議会でこの条例が改正され、新たに別府市温泉発電等対策審議会が設立をされました。この審議会の目的と審議事項について、どのようになっていますか。

- 環境課長（松本恵介君） お答えいたします。

別府市温泉発電等対策審議会の設置目的につきましては、別府市温泉発電等の地域共生を図る条例第23条におきまして、温泉発電等の導入に伴う温泉資源や地熱流体への影響及び評価、また市長が諮問する温泉発電等に関する施策、その他の重要な事項に関する答申及び建議を審議すると規定されております。平成29年度は、温泉資源量調査の評価検討を行った後、温泉発電等の導入に対する制度整備を審議する予定となっております。

- 5番（森 大輔君） では、もう少し具体的に審議の内容、そして今後のスケジュール、こういったことについてはどのようになっているか御答弁ください。

- 環境課長（松本恵介君） お答えいたします。

まず、昨年度実施いたしました別府市温泉エネルギー事業可能性検討調査の結果につきまして、これは個人情報や財産権等の諸問題もありますので、公表情報及びその方法につきまして検討を行い、その結果を公表いたします。

次に、今回の調査で得られました結果と、30年前大分県温泉調査研究会が実施いたしました同等の調査結果などを比較検討し、現在の別府市の地熱の状況がどうであるかを審議していただく予定としております。そのことによりまして地域別の温泉エネルギーの導入可能性や温泉資源保護のための規制等の制度設計に反映できるものと思っております。これらの審議事項を本年度末ごろ取りまとめまして、温泉・地熱発電と自然環境及び生活環境との調和を図り、かつ温泉資源の保護に努めて、別府市温泉発電等の地域共生を図る条例や、温泉エネルギーの利活用策に反映していきたいと考えております。

- 5番（森 大輔君） 温泉、温泉と聞いていくとだんだんわからなくなるのですが、私が申し上げたいことは1つです。この審議会、別府市の温泉資源を保護する上で必要と思われる制度設計、そして温泉の利活用について議論をしていただける、まずそう思っています。特に特別保護地域の設定については、より厳しい方向で見直しされることを期待して、加えて県への働きかけを強めていただきたい、このことを訴えさせていただきます、私

の質問を終わります。ありがとうございました。

- 1番(阿部真一君) 前回の3月議会でも取り上げさせていただきました学童保育、預かり保育の質問で、今回は雇用者、指導員、担い手である現場を直接運営されている指導員の方の、指導員の確保について、担当課である子育て支援課、そして教育委員会の今実施しております預かり保育に関して質問をさせていただきたいと思います。

平成32年度から、子ども子育て支援新制度に伴って、現在学童保育に通われている幼稚園児が、学童のほうに行けなくなるということで、もう喫緊に2年後にその時期が来ておりまして、待機児童対策として施設設備などハード・ソフト両方の面からいろんな保護者、いろんな立場の方々から心配の声をお聞きしております。前回の議会でも福祉保健部長、教育長のほうから、現状制度がなかなかついていけない部分があって、共通の問題・課題として担当課が異なる中でも歩調を合わせて引き続き協議をしていくという答弁をいただいております。

今回は、現在、放課後児童クラブに従事している支援員の数、そして組織体系はどのようになっているか、まず子育て支援課のほうからお答えください。

- 次長兼子育て支援課長(勝田憲治君) お答えいたします。

平成29年4月現在ですが、放課後児童クラブの数は28ございます。支援員の数は117人となっております。

- 1番(阿部真一君) では、続きまして、昨年から市のほうで行っています預かり保育のほうの保育支援員の配置人数、勤務状態についてお答えください。

- 学校教育課長(姫野 悟君) お答えいたします。

平成29年度は、市立幼稚園4園で預かり保育を実施いたしております。1園につき3人の合計12人が配置されております。また、3人の内訳でございますけれども、1人が8時間勤務、2人が5時間勤務となっております。

- 1番(阿部真一君) わかりました。今回、この質問に当たりまして、各別府市内の小中学校の幼稚園で預かり保育を今実施しております。学童保育のほうもほとんど小学校の敷地内に学童の施設を建てまして運営されているところがほとんどであります。私たち預けるほうの世代のほうから見ると、指導員さんというのは、もうほとんど区別がつかない。運営の中身も、預かり保育は基本的に行政のほうで担い手の確保をする、学童保育のほうはPTAや社会福祉法人等の民間で運営されている団体がほとんどでありまして、そちらのほうで支援員の確保をされているということでもあります。やはり学童保育のほうの支援員さんの確保というのはなかなか、委託業務、補助業務でありますので、ほぼ子育て支援課のほうから依頼してしまえば民間のほうで委託して、そちらのほうで業務をやっているというのが実態でありまして、現状そういった雇用の確保とか、そういった実態調査のほうはどのようになっているか。そして、この放課後児童クラブの支援員さんの雇用形態、そして福利厚生の状態、わかれば結構ですが、学童保育の支援員さん、どのような方を労働層として想定しているか、お答えいただけますか。

- 次長兼子育て支援課長(勝田憲治君) お答えいたします。

全ての支援員の雇用状況は実際調査しておりませんが、ほとんどの支援員がパート従業員というような形で雇用されているというふうに考えております。当然パートですので、社会保険、健康保険とか厚生年金、そういったところは加入していないというふうに考えております。

勤務条件、時間ですけれども、大体午後の1、2時から夕方6時までの5時間勤務というふうな形で、日曜祭日は休みとなっているようであります。採用される支援員の労働状況というのですか、これにつきましては、現在雇用されている方は、子育て経験のある主婦の方が多い、資格を持っている方であろうと思います。

今後、応募・採用される方につきましても、子育て・保育等に関心がある方、そういった方を雇用していくというふうに考えております。

- 1番(阿部真一君) わかりました。後でまたちょっとお聞きしますので、そうしたら教育委員会のほうですね。教育委員会のほうで預かり保育として非常勤職員を雇用されていると思いますが、この職員さんの雇用状態、福利厚生の方はどのようなになっていますか。お答えください。

- 学校教育課長(姫野 悟君) お答えいたします。

雇用形態といたしましては、市の臨時的任用職員という形になります。福利厚生といたしましては、8時間勤務の支援員につきましては、健康保険、介護保険、厚生年金保険があり、雇用保険と労災に加入しております。5時間勤務の支援員につきましては、雇用保険と労災に加入をいたしております。

- 1番(阿部真一君) 続きまして、どういった方を層として募集をかけているのか。想定範囲で結構なので、お答えください。

- 学校教育課長(姫野 悟君) お答えいたします。

預かり保育は、正式には「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」という名称になります。預かり保育支援員は、教育活動の従事者であることになります。そこで支援員の採用条件を原則幼稚園・小学校・中学校の普通免許状、または保育士の資格のいずれかを有している方、大分県子育て支援員研修を修了している方といたしております。また、心身ともに健康で職務内容を理解し、教育時間終了後等に保育が必要な幼児の保育に意欲と使命感を持って取り組むことができ、園児を受容的・共感的に温かく接することができる方といたしております。

- 1番(阿部真一君) 今2つの異なる担当課に支援員さん、預かり保育の支援員さん、学童保育の支援員さんの雇用形態、そしてどういった労働環境で労働層をターゲットとして雇用しているかを、違う担当課2つでお聞きいたしました。基本的には雇用の層とすれば同じ主婦層であり、同じ保育・教育に携わった方をメインとして雇用されているという基本は一緒だと思います。これは同じ施設、同じ敷地内にあるのがほとんどでありますので、やはりこういった環境の中で平成32年に預かり保育を総合計画後期計画の中で5園でしたかね、6園実施するということが計画を目標として上がっております。その中で、やはり残りの園は幼稚園児の対応をどうするのかというのが、喫緊の課題だというふうに思っております。この支援員の確保というの、先ほど子育て支援課のほうからもありましたけれども、基本的には実態調査をされていないということで御答弁をいただいております。これはやはり現場のほうに足を運んでいって聞くと、やはり皆さん、支援員さん同士の御縁で支援員を募ったり、声をかけ合って、足りないときの人手不足を補っているという形が現状であります。

また、この運営のほうも大きな予算がありません。営利目的でしている施設ではありませんので、皆さんでそこで従事されている方は、やはりパートという形で、かなり労働条件も厳しい中で子どもたちの教育を、私たちが預ける子どもたちの安心・安全を担保していただくために従事、働いていただいております。

この中で、2年後に迫っております学童の担い手と一時保育の支援員、これはやはり差がちよっとあるように感じております。この差をやはりこの1年、2年のうちに行政のほうもしっかりとした形で制度設計をしていってほしいというふうに、前回の議会でもお願いさせていただきました。

今回、ひとつ突っ込んでお願いしたいのが、やはり雇用の場として民間のほうから一時預かり保育の支援員のほうに移る、そういった民間同士の人の流入が私は結構課題として考えているのですが、その辺、今後一時預かり保育を進めていく上で、どのように支援員

の確保を担保していくのか、お答えいただけますか。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

預かり保育の支援員は、先ほど申し上げたとおり教育活動に従事する者ということになります。教員免許状でありますとか、保育士資格、県の研修を受講した方ということに資格をさせていただいておりますので、現在の雇用の形態は、それらの条件を踏まえたもの、資格を踏まえたものというふうに認識をいたしております。

確保につきましては、平成 29 年度の支援員につきましては、ハローワークやホームページ、市報等で募集をいたしたところでございます。今後は、大学への周知や採用試験の際の併願制度の導入、県子育て支援員研修受講の促進等について検討をいたしていきたいと思っております。

○1 番（阿部真一君） 教育委員会の見解は、わかりました。今、課長が答弁をさせていただいたのは雇用の確保に関してですが、これは行政が、教育委員会が窓口となって支援員を確保していくということで、ある程度の道筋はつけられるのかなというふうに 6 園の、先ほど言った 12 名であれば何となくの数字で想定できる範囲だと思います。ただ問題なのが、学童保育の支援員。きのう、17 番議員のほうからも質問がありましたが、やはり民間で運営している上で今の時点で実態調査をしていないというのは、ちょっとこれは残念でありまして、まだ平成 32 年まで時間がありますので、ぜひ学童のほうでも支援員が足りないという声をやはり聞きます。施設も足りない、人は、子どもさんはどんどんふえている。そういうふう聞いております。そういったのを踏まえて、今後どのように制度設計をしていくか。来年以降、本年度どのような形で見えてくるかわかりませんが、ぜひ、もう 2 年に迫っていますので、福祉部長からの答弁で結構ですので、お願いいたします。

○福祉保健部長（大野光章君） お答えさせていただきます。

まずお答えする前に、ひとつですね。放課後児童クラブ、これは先ほど議員が言われたように P T A、それから地域の方々、そちらから自立的にまず制度ができる以前からスタートしているような状況もあります。それに制度が後追いでついていったと。そういったこともありまして、採用等については、それぞれ地域の方々、知り合いの方々でこれまで雇用してきたものと思います。新たに教育委員会の進める制度、こちらのほうは最初から行政主導でスタートしておりますので、割りと整った形と。そういったことでそれぞれのスタートの起点が違う関係で制度上のはざま、対象者はこれまでと同じであっても、それぞれ支援する側の雇用とか、そういった条件が違っている状況ははっきり見えておりますので、そういった部分につきましては、今後現場の声、役員の方々もうちのほうにお見えになったこともありますので、そういった声を十分に聞きながら、今後どういった対策ができるか検討を進めていきたいと思っております。

○1 番（阿部真一君） わかりました。前回も部長に答弁をいただきましたけれども、これは市長にもちょっとお聞きしたいのですけれども、子育て世代の、市長もまだ 40 代でありますし、やはり子育てをする上で預けるところがないというのは、働き手のほうとしましても重要な課題であります。やはり今の部長のほうの答弁があったように P T A、民間が主導して行政が後追いで制度としてついていったのが学童保育ということで理解しておりますので、まだ 2 年間時間がありますので、先ほどの河野議員ではありませんが、やはり予算をつけるべきはつけるべきで、こういったことにもスピード感を持ってやってほしい。ぜひ市長のほうにも学童保育等の現場に足を運んでいただいて、指導員さんの声を聞いて進めていってほしいと思いますので、この学童保育の支援員に関しても、何か考えがあればお聞かせいただけますか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

私も働く世代、お父さん、お母さんの代表というつもりもありますし、議員言われるよ

うにしっかりこの体制を整えていくということが、保護者の皆さん方が安心して働いていただけるという環境整備にもなるだろうというふうに思っています。

先ほど福祉保健部長からも話がありましたが、出発地点がちょっと違うということで、現段階においては学童のほうと預かりのほうでやる内容は似通ってはいても、条件が違うというのはよくわかります。私自身もこの保護者の皆さん方のニーズに応えて、できるだけ場所の確保等、しっかり今までもしてきたつもりでおりますけれども、それでもなかなか需要に追いつかないということがあろうかと思えます。この点についても皆さん方がこれは早くやれ、これはちょっと待てという、大変に判断が難しいところがたくさんありますけれども、これについてはしっかりスピード感を持ってやっていきたいなというふうに思っております。

○副議長（三重忠昭君） 休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（堀本博行君） 再開をいたします。

○1番（阿部真一君） 休憩を挟みまして、引き続き質問をさせていただきたいと思えます。

続きまして、スポーツ行政についてお聞きいたします。

先日、6月7日から9日で市の中体連が、別府市内のスポーツ施設を中心に開催されております。およそ1,700名の中学校の生徒、別府市内の63.7%の生徒の方が参加して、3年生であれば最後の中体連であります。集大成としていろんな競技において汗を流し、涙を流したところであります。

私も、何会場かお伺いしまして、当時、私は中体連の場には参加しておりませんでした。やはり中学校の最後のスポーツ活動の中で子どもたちの心に残る、そして今後の財産として残るいい競技が開催されているのを目の当たりして、保護者のほうも熱くなりまして、大変いい感動を久々に見させていただきました。

現在、この別府市の中体連、中学校総合体育大会、種目や主要施設はどのようになっているのかお答えください。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

別府市中学校総合体育大会は、大分県中学校総合体育大会の予選大会として実施しており、平成29年度は6月7、8日を主日程に、7日は一部雨でしたので順延がありました。陸上競技を初めとする14競技が12会場で行われました。

○1番（阿部真一君） 14競技、12会場で行われたということで、べっぷアリーナでは新体操、バレー、バスケット、そしてサッカーが実相寺グラウンド、軟式野球であれば市民球場、実相寺球場を使って、いろんな会場で中学生最後の競技を、手に汗握る戦いが繰り広げられております。

この会場、別府市内いろんなスポーツ会場があります。大分県内でもたくさん大きな会場、収容できる施設、そしてまた別府市には宿泊の旅館などたくさんありまして、県内外から多くの大きい大会が開催される、誘致されるというふうにお聞きしております。

今年度、別府市において全国中学校卓球大会が開催されると聞いております。この状況、そして開催の内容について御答弁をお願いいたします。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

第48回全国中学校卓球大会が、8月22日から25日の間、べっぷアリーナで実施されることとなっております。全国から約800名の中学生が本市を訪れます。円滑な競技運営はもとより、本市の魅力を十分に味わっていただくために、大分県中学校体育連盟が実行委員会を立ち上げて準備を進めています。

○1番（阿部真一君） その中学校の卓球大会ではおよそ800名の選手、そして保護者の皆

さんが本市を訪れられるということで、盛大な大会成功を願っております。

先ほど申しましたが、本市はスポーツ大会誘致などで多くの施設がありますので、観光課が有しておりますスポーツ大会等の開催の補助金について、少し調べさせていただきました。昨年平成28年度では61件のスポーツ大会を誘致しております。そして本年度、まだ4月、5月の2カ月ですが5件、合宿を含めると6件のスポーツ大会が本市に誘致されております。これは先日の議会でも野上議員からのほうで御提示がありましたように、スポーツ観光としてもかなり経済効果、期待ができる取り組みであるというふうに考えております。ことしも、平成29年も5件ですが、最終的には昨年同様のスポーツ誘致をしていこうということで、観光課のほうにもお話を聞いております。

こういった県内外からもお越しいただいてスポーツを開催するスポーツ施設であります。この本市の各スポーツ施設の状況、これは先ほど部活動を継続してきた学生、そして市民の皆さんも日常として使っておる場所でもあります。この場所が現在どのようになっているのか、全体、大方でいいので御答弁をお願いいたします。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

野口原陸上競技場で言いますと、平成27年度に100メートル走のスタート部分の改修工事を行い、今年度は走り幅跳びの助走路の改修工事を行う予定にしております。

○1番（阿部真一君） 本年度、3月に各スポーツ施設で指定管理者さんがやっているのだと思いますけれども、意見箱を設置して各部局とも協議しながらスポーツ施設の改善に取り組んでいこうというふうなことをお聞きしております。その件に関しては、どのような見解をお持ちでしょうか。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

利用者の意見を聞きながら各体育施設の整備等を行うところを実施していきたいということでもあります。

○1番（阿部真一君） わかりました。各部局意見調整をして、指定管理者さんの意見を調整しながらやっていくということで予算反映をしていただくといいということで理解をさせていただきます。

先ほど課長のほうからも答弁がありました野口原の陸上競技場、本年度ハードルスターティングブロック等の備品を整備していただいております。これは長年陸連からの陳情のほうにもありまして、ようやく陸上の場でもそういった整備が少しずつであります、なされている結果だと思えます。

また、この野口原の陸上競技場、使用している団体数、小中学校が133団体、高校生が54団体、一般の方が25団体、計212団体、利用者数にして2万7,000人の方がこの野口原競技場を利用しております。私も何度か走らせていただいたのですが、やはりそこを利用する方の声を聞きますと、ちょうどトラックの全体補修に関して2億とか大きい予算がかかる案件でありますので、前議会でもいろいろ御指摘があったとおりでございます。しかし、陸上競技場において過去3年間で11件の事故が発生しております。これは市の当局が把握している数でありますので、恐らくそれ以上の数が発生しているのではないかなというふうに感じております。特にトラックを1周回るときに、コーナーのところがやはりかなりへこみが激しくてつまずきが多いという声を中学校、そして高校の陸上の部活の顧問の先生とかからよくお聞きすることがありまして、こういったのもぜひスポーツ施設の一環であります、今、ラグビーのほうも整備が進んでおりますので、あわせてスポーツ健康課のほうも注視してやっていってほしいと思えます。

今後、トラックの全体改修は大変難しいことだと思いますが、部分的にもちよとずつでも整備する部分をしていってほしいと思えますが、その辺、スポーツ健康課としてどのような見解をお持ちでしょうか。

○スポーツ健康課長（梅田智行君） お答えいたします。

野口原陸上競技場のトラック全体の改修工事を行うには、多額の経費が必要となりますので、今後とも施設整備に活用できる補助金等の情報を積極的に収集し、関係課と協議しながら、別府市の全体的な計画の中で整備に努めてまいりたいと考えています。

○1番（阿部真一君） わかりました。ぜひ現場に足を運んでいただいて実際に走っていただいたらわかると思いますので、ところどころやっぱりひどいところもあります。全体的に改修するのが非常に難しい施設であるとは思いますが、ぜひそういったところも修繕、予算を充てていただきたい、そのように思います。この項の質問については、以上で終わります。

次に、別府市総合戦略についてお聞きします。

それでは、別府学についてお聞きしたいと思います。

この別府学、昨年総合政策の加速化交付金の中で行ってきた事業であります。昨年までは生涯学習課が担当して、今、社会教育課ですかね、社会教育課に機構改革後引き継がれた経緯がありますので、今、別府市内にこのテキスト、副読本が学校現場に配られていると思います。この副読本に対してどのような形で学校に指導しているのか。これをお聞きするのが、別府学の学習資料、学校によって持ち帰らせている学校と、学校で保管している学校があるというふうにお聞きしておりますが、その辺、教育委員会としては状況を把握しておりますか。今後、どのような指導を教育委員会としてしていくのか。お答えください。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

本学習資料につきましては、授業の中で活用することといたしております、本年度は1つ以上の学年で5時間利用するというようになっております。

今御意見をいただきました、持ち帰らせている学校と持ち帰らせていない学校があるということにつきましては、現在のところは各学校の判断に任せております。総合的な学習の時間を初めさまざまな教科の時間に扱うことも可能なことから、いつでも学校で使うために学校保管としている学校があります。一方で、ふるさと別府を愛し、これからの別府を担う人材を育成するためには、地域ぐるみで行うことが大切であり、そのために本学習資料を家庭に持ち帰り、家族や地域の方々と語り合うことは有効な活用方法であると考えております。

大切なことは、別府学の学習が充実することであり、今後、各学校において本学習資料の活用方法につきまして十分検討するよう指導をいたしてまいりたいと考えております。

○1番（阿部真一君） 答弁の中で大変わかりにくい点があったのですがけれども、持って帰らせるように今後指導するのですかね。どちらなのですかね。

先ほど答弁がありました、家庭や地域の人々と語り合うことは有効な活用方法と考えていると。別府市民の方にもこの副読本を購入したいという方も、お声をいただいている部分もありまして、この辺も踏まえて教育委員会としては、課長の答弁でも結構なのですが、もう一步踏み込んだ答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

持って帰らせるか、持って帰らせないか、オールオアナッシングというような形では今のところ考えておりません。繰り返しになりますけれども、学校に置きっ放しにして全然使われない、これもいかななものかと思ひますし、家に持って帰ったままで、例えば朝の読書の時間とか放課後とか、子どもたちが自由に読むときにそれも読めない。どちらもそれぞれ一長一短があるかと思ひますので、家でも学校でも十分な活用をするということが大事だろうと思ひますので、学校にはそういう指導をしていきたいと考えております。

○1番（阿部真一君） わかりました。それで学校現場がわかればいいのですが、その辺を

十二分に、担当教員もいると思いますので、協議して進めていっていただきたいと思いません。

もう1つちょっとお聞きしたいのは、この別府学の本なのですけれども、これは外部の方の手に渡る、購入するというのは可能なのでしょうかね。

○次長兼社会教育課長（高橋修司君） お答えいたします。

いろんな企業だとか、個人的にも手に入れたいというような話も伺っております。基本的に発売するという事は考えておりませんが、企業等、そういう方には無料で配布することも十分可能であろうと思っております。

○1番（阿部真一君） まだ協議されていない部分であると思っておりますので、今後引き続き協議していただきます。結構声が本当に多いのです、欲しいという方が。よろしく願います。

それでは、学校現場でこの別府学が本年度から導入されておまして、カリキュラムについてどのように組み込まれているのかを少しお聞かせください。

○学校教育課長（姫野 悟君） お答えいたします。

本年度の実績でお答えさせていただきます。各学校には5時間授業で扱うようにという事で指示を出しておまして、現実には総合的な学習の時間、これは各学校がテーマを決めて10時間とか20時間の1まとまりの内容で調査研究を行い、活用力を高めていくという内容でございますけれども、そういう時間で使っている学校が非常に多くあります。いわゆる教科の中では国語科、生活科、社会科の中で本来学習する内容にかかわらせて、例えばまちの様子を知るなどというときに、この学習資料を使って別府のことを深く学ぶ、そういう活用方法をしている学校がございます。カリキュラムの中に、きちんと位置づけて取り組むようにしております。

○1番（阿部真一君） わかりました。今後、学校教育課のほうも現場のほうにる協議していただいて、テキストの内容としては非常にいいのができたのではないかなというふうには思っております。頑張ってください。

それでは、社会教育課にこの別府学の、去年ちょっと質問させていただいたのですけれども、写真掲載の件が問題になっていた部分がありまして、その部分に関してちょっと質疑をさせていただきました。その分に関しては、きのうの質問にもありましたので、理解できました。教育委員会のほうとしては、学校教育における政治的中立に反していないものだという考えをお聞きしております。こういった中で実際にこのテキスト、どの時点で教育長また市長が見られたのか。これは逆に言うと、組織の中で時間的スケジュールがあって、担当課のほうで進めていった、その中で教育長であり市長なりが、そのテキストが最終的にどの段階で手に届いたのかというのが、ちょっと興味があるところでありまして、逆に言うと写真の問題も組織の中で原課が行ってきて、時間的に間に合わずに編集してつくっていった部分、それでいて、出てしまったときにあのような報道に出ている部分があったと思えます。

市長は、どの時点であのテキストを見たのか、お答えできますか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

今、議員さんから時間的に間に合わない、という時間的な制約もございましたけれども、これはもう教育委員会の手続にちょっと不備があったということは、私の責任で、申しわけないと思っております。

市長に関しましても、市長もほとんど見ることはなく、もう配布された後、市長にこういう結果でしたということで、私も含めてそこはもう大変申しわけないと思っております。

○1番（阿部真一君） わかりました。この別府学の問題も、先ほど議会の中と執行部の中

でのるる協議の中で、昨年の委員会のほうでも、別府学の進め方について委員会のほうに提示をいただきたいという話がありました。現に今、教育長の答弁によりまして、現物ができ上がるまで教育長のほうには届いていなかったということでありまして、やはりそういった組織の硬化、かたくなっていると言ったら悪いのですが、やはりなかなか意思疎通ができない部分で組織的な問題なのか、人力的な配置の問題なのか、人数の問題なのか、その辺は今回の部分を肥やしにさせていただいて、今後こういった問題が起こらないようにしていただきたい。

現実には、今、今年度予算でDVDを制作されているかと思えます。この制作に当たって、今回の問題も踏まえどのような形で進めていっているのか、御答弁いただけますか。

○次長兼社会教育課長（高橋修司君） お答えいたします。

このDVDにつきましては、既に業務的には着手をしておりまして、プロポーザル方式で業者を選定し、年度内に完成するように。その中で十分に協議を詰めながら、内容を検討しながら作成したいというふうに思っております。

○1番（阿部真一君） わかりました。これも定期教育委員会のほうでも、昨年も議事のほうで随時報告していただきたいというふうな声も上がっております。委員会のほうでも、昨年の委員会でも声が上がりました。ことしの委員会はちょっとどうかわかりませんが、また委員会ごとに議会のほうも御報告していただきたい、そのように思いますので、これを強く要望して、この別府学については終わらせていただきます。

次に、B－b i z L I N Kと4『B』iの質問に移らせていただきます。

この件も部長、課長といろいろヒアリングで協議を、テーブルレベルでさせていただきました。実際平成27年10月に策定した別府市総合戦略に基づいてこのB－b i z L I N Kを中心とした組織をつくっていった。少しスタートがおくれた部分があって、なかなか今進んでいるのがこの議会にも見えない状態ではありますが、直近の経過で結構ですので、どのような進捗かあいかお答えいただけますか。

○経済産業部長（松永 徹君） お答えいたします。

4月より南部児童館の2階に拠点を構えて稼働しております中、ことしの4月28日に内閣府から地方創生推進交付金の交付対象事業の決定がなされたのに引き続きまして、5月1日付で地域再生計画の認定を受けることができました。これらを踏まえまして、今回B－b i z L I N Kに関する経費につきまして、補正予算として地方創生推進交付金の財源補正が所管課より提案されているというような、これまでの経過がございます。

また、現場の状況といたしまして、既に日常業務として各種企画の立案、それから起業に関する相談が随時行われておりまして、学生を交えた地域活性化に関する協議を重ねるなどの試みを行っている現状もでございます。

○1番（阿部真一君） では、このB－b i z L I N K、あり方と今後どのようなものになっていくのかお答えを聞かせていただけますか。

○経済産業部長（松永 徹君） お答えいたします。

市内にある点と点を結びまして、アイデアを共有する多様な人材が交わることで新たな価値を創造していくことができるようにすること、また、市内の企業、大学、行政、地域を連携・協働する役割を担い、産業イノベーションや人材育成の支援、起業支援等で社会連携に貢献していくことを目的としております。業種・業態を超えまして、市内のさまざまな人が対話できる場を運営し、定期的な勉強会や協議の場を企画することなど、こういったものが事業内容の概要でございます。これらの結果として「稼ぐ力」の創出につながる、このような形になるように進めていきたいと考えております。

○1番（阿部真一君） わかりました。このB－b i z L I N K、組織として担当課が松永部長で、担当副市長が猪又副市長というふうに理解しておりますが、副市長のほうから、

このb i zに関しての今後の展開、そして今までのスタートがおくれた点についての今後の改善、そして、今後形として見えてくる中での方向性を、副市長の見解で結構ですので、お答えいただけますか。

○副市長（猪又真介君） お答え申し上げます。

まず、B－b i z L I N Kにつきましては、議員御案内のとおり昨年末に観光産業を中心とする経済界の方々、それから学識経験者の方々、あるいは金融業界の方々が参画いただき、産業イノベーションネットワーク会議というものでその具体的な立ち上げと役割についての御議論をさせていただきました。私自身も一人の委員として参画したわけですが、議論の中で一番多かったのは、委員の皆さん、別府市が本来的に持つポテンシャルに対して非常に期待をしているということと、そのポテンシャルを最大限に発揮するためには産業と産業、あるいはサービス・サービス、あるいは人材と人材が有機的に結びつくことによって最大限にそのポテンシャルが発揮されるという声が非常に多かったというふうに思っております。現在、その委員からまとめられた提言を具現化すべく、担当部、経済産業部のほうで準備をしているところでございますけれども、2点ほど大事なところがあると思っております。

まず、B－b i z L I N Kは公的機関ではなく、民間の思想のもとに運営される組織であるというふうに思いますので、準備段階でこそ行政のサポートが入るにしても、将来的には民間活力を最大限に発揮するべき組織になる必要があるかと思っておりますので、民間の方々の感覚を最大限に配慮し、また理解を求めていく。ここにしっかりと時間をかけてやっていきたいと思っております。

それからもう1点は、拙速にその結果だけを求めるわけではなく、やはり中長期的にしっかりと持続的な組織になるべき組織だというふうに思っておりますので、ここに関してもしっかりと皆様方の御配慮をいただければと思います。

以上2点について賛同いただける方々としっかりと歩調を合わせて、しっかりと前進させていきたいというふうに考えております。

○1番（阿部真一君） 副市長の答弁、よく議会の皆さんも難しい言葉が並んでいますので、大変概念的な部分でちょっとわかりにくい部分もあるかなと思っておりますが、ことし1年が実際のところ勝負であるのではないかなというふうに、議会のほうも執行部の方の皆さんも思いは一緒だと思います。

先ほど猪又副市長からも御説明がありました。別府市産業連携イノベーションネットワーク、提言書をもとに今後ある程度進めていくと。そこで、南部児童館のほうですかね、拠点をつくって民間の方と協議しながら形が見えてくるということで理解を今の時点でさせていただきます。今後、この事業計画を持つ中で実際に地に足を着けていく形で事業を進めていっていただきたい、そのように思います。

では今後、産業政策課とですね、拠点として離れている部分のB－b i z L I N K、どのような関係になっているのか、答弁をお願いします。

○経済産業部長（松永 徹君） お答えいたします。

産業政策課が担います本質的な使命や役割、これと別府市のさまざまな分野の産業の横展開や連携、協働のプラットフォームとしての役割を担うB－b i z L I N Kとが、相互に役割分担を図りながら連携し、そして相互に補完し合う関係にしていきたいと思います。

○1番（阿部真一君） わかりました。民間のキーマンとしての担い手も今後必要になってくるのではないかなと思っておりますが、その辺の調整というのは、B－b i z L I N Kの担当部長である前・工藤企画部長がされるのでしょうか。わかる範囲でお答えできますか。

○経済産業部長（松永 徹君） 主には、我々本庁のほうで取り扱うようなことになろうか

と思います。

○1番（阿部真一君） よろしくお願ひします。

それでは、続いて、4『B』iとこのB－b i z L I N Kの関係性。このB－b i z L I N Kと4『B』iの予算書を読むと、別府市、BEAMS、BEPPU P R O J E C T、B－b i z L I N K、全て横文字でちょっと混乱してしまうのですが、この関係性がどのようになっていくのかというのを、ちょっと簡単に御説明できますか。

○経済産業部長（松永 徹君） お答えいたします。

別府市、それからBEAMS、BEPPU P R O J E C T、B－b i z L I N K、この4者が連携・協働しながら事業を進めてまいります。別府市の総合戦略にもございませうように、B－b i z L I N Kは別府市の地方創生のかなめの役割を果たすものでございませうから、4『B』iの事業に関しましても、B－b i z L I N Kがその軸となる役割を果たすものであろうというふうを考えております。

○1番（阿部真一君） この4『B』iの政策について、加速化交付金を利用した制度だったというふうに理解しておりますが、今後、BEAMSさんとの協定というのは何年間、そして今後どのようになっていくのか、経過も踏まえ答弁をお願いします。

○経済産業部長（松永 徹君） お答えいたします。

B－b i z L I N Kを軸とした中でBEAMSやBEPPU P R O J E C Tの経営理念、あるいは知的財産、こういったものを活用しつつ、市内外の企業や学生等との官民協働によりませう事業として進めていく計画でございませう。

○1番（阿部真一君） わかりました。この事業も、議会としても注視して今後やっていきたい事業だと思いますので、ぜひ途中経過などありましたら、委員会を通してでも結構ですので、御報告をよろしくお願ひいたします。

○7番（野上泰生君） まず、通告どおりに質問を進めていきます。

まず、雇用についてお伺ひいたします。

平成28年12月の議会において、観光を含めた別府市の主要産業であるサービス産業の現場において大変大きな雇用に関する問題が出ていますけれども、それは働き手がいなくなってサービスレベルを落とさなければいけない、そういったような現場も多数発生しているから、市として今までよりも積極的に、この雇用の問題ということに対して取り組んでいただきたいというような形で質問をさせていただきました。

その際に当時の商工課長さんから、各関係部署、関係機関と連携しながら、来年度から市内事業所の人材ニーズ調査を行っていく、すなわち具体的にどういう課題があるかということ、まずはしっかりと把握していこうというような答弁をいただいております。それは当該年度、今年度の事業になっていくわけですが、その実施予定、それからどういった内容か、またどれぐらいの時期にそれを終わらせようとしているのか、お聞かせください。

○産業政策課長（花田伸一君） お答えいたします。

産業政策課といたしまして、事業所との関連があります商工会議所との連携、この中で事業所アンケート調査を実施する予定としております。7月の発送を目途に集約・分析をことしじゅうに行う予定でございませう。また、調査内容としましては、事業所の人材ニーズや雇用環境など、そういった内容を予定しておりますけれども、調査分析による人材ニーズを勘案した上で、事業所の人材確保と個人の就業促進に今後努めてまいりたい、このように考えております。

○7番（野上泰生君） ことしじゅうにということで、ことしというのは12月と理解しておりますけれども、ぜひとも早目にこのニーズ調査を行った上で、来年度の何らか、来年度の具体的な事業につなげていただきたいと思っています。県であったり、ハローワークさ

んであったり、今まで雇用対策をしてきた期間の中でも、特に市がやるべきところというのは当然あるかと思しますので、連携をしつつ、市ができるところをしっかりと考えてやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、DMOについてお伺いします。

1年前ぐらいの市報で、DMO推進室をつくりました。別府版DMOを設立して推進体制・組織を構築していく。観光を基点とした地域の産業振興を図るために情報や関連データを収集・分析・活用していくのだ。DMOというものは、地域の「稼ぐ力」を引き出して、観光地の経営の視点で観光地域づくりをするため、多様な関係者と協議しながら戦略を策定し実施するための調整機能を持つ組織であるということ市報にも出して、もう1年たちました。

さらにその前、平成27年度に地方創生の交付金を使って外部コンサルに委託して策定した計画でも、DMOをつくる。当時、組織形態は一般社団でつくっていく。その中に、その基本計画の中には外部専門人材を、早目に公募して雇えということが書かれています。私も、やはりこのDMOに関して言うと、行政の公務員ではなく外部の専門的な人間を入れてしっかりとやっていく必要があるのではないかということ、かねてから言わせていただいています。

ところが、そういった動きがまだなかなか具体的に見えてこないという、なかなか人が見つからないのかなと思うわけですが、この1年間、もう活動が、DMO推進室さんも1年間動いていまして、外部専門人材の導入時期であったり内容というものがまだ見えてこないのですけれども、現状どうなっているか、お聞かせください。

○観光戦略部参事（永井正之君） お答えをいたします。

まず現状でございますけれども、昨年4月にDMO推進室、現在は準備室となっておりますけれども、設置をされました。1年間の取り組みとしては、上半期は震災の復興ということで民官協働で震災の復興、特に観光面で夏には前年対比100%の回復を目指して別府の現状を発信する事業、また誘客事業として「Go!Beppu事業」などを民間の皆さん、また関係課とともに展開をしてみました。下半期は、地方創生事業に取り組みながら、先ほど阿部議員からも御質問がございましたけれども、多様な関係者から構成された産業連携イノベーションネットワーク会議というのを重ねまして、本年1月にBizLINK、産業連携協働プラットフォームということを指しますけれども、このBizLINKの早期立ち上げの提言を受けたところでございます。

次に、今御質問の平成27年度に調査委託をした、基本計画にある外部専門人材、これは分析官などを指しますけれども、導入の時期についてでございます。ただ、まだ明確な時期はちょっと言えないので、別府版DMO組織化に向けた過程の中で、議会に対しても報告、また御相談を申し上げたいというふうに思っております。

○7番（野上泰生君） もちろん、素晴らしい人材がこの成否を決めていくわけですから、慎重に募集することは大事なわけけれども、やはりスピード感というのはどうかと思いますので、ぜひ早くいい人を見つけてしっかりとDMOを立ち上げてほしいと思っています。

ひとつこれは提案なのですが、今国内のマーケット向けに関しては、いわゆる遊べる温泉都市構想を含めて非常に活発な発信をしてうまくいっているというふうに考えています。また、国内マーケットの大型の団体向けも、ビーコンを中心にした誘致であったりスポーツも比較的順調に回っているのではないかと思いますから、まず最初にインバウンドのところからぜひとも専門的な人材を導入して、今のマーケットというのは、やはりこれからいろいろな投資をしてリターンが期待できる分野ですから、ぜひこのインバウンドのところから先駆けて人材を導入していくということを提案したいのですが、い

かがでしょうか。

○観光戦略部参事（永井正之君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおりインバウンド対策というのは、これは成長分野でございます。重要な戦略というふうに認識をいたしてございます。私どもDMO準備室におきましては、国内外のお客様に別府市が選ばれて満足いただけるような、そういう戦略的な観光地づくりに向けて多様な関係者と連携をして、別府版DMOというのを、組織化を早期に図りたいというふうに考えてございます。特にインバウンドは、議員御指摘のとおり、これはもう結果もすぐ出るような、そういった分野でございますので、まずインバウンドから取り組んでいきたいなというふうには考えてございます。

○7番（野上泰生君） 先ほどから早くしろとか、ゆっくりしろとか、大変だと思うのですが、ここはぜひ早くしていただきたいと思っています。

次に、教育行政についてお伺いします。

まず、図書館における地域の歴史文化資料の扱いについてお伺いします。

図書館法というのがある、第3条第1項に郷土資料であったり、そういったものをしっかりと図書館資料として図書館は収集して、いわゆる一般公衆ですから、市民の皆様の利用のために供すること、そういった法律もございまして、これ図書館の大原則。

もう1つは、別府市の基本構想の中にも図書館・美術館の基本的な役割ということで、地域資料を収集・保存し、地域の情報を後世に残す。温泉に関する資料など別府の地域資料を収集し、この場所にしかない価値ある情報として後世に伝えます。ちょっと日本語が何かよく、変な気もするのですが、もう1つは、専門知識を持つ職員による調査研究の拠点となる専門性を持った職員によって、収集資料や作品などに関する研究や分析を行う拠点として、今度の新しい図書館や美術館を位置づけていくということをしっかり書いていただいています。

一方で私、ついこの間、別府の歌人の浅利良道さんという方がいるのですが、その方の資料を大量に持っていて、扱いに困惑しているというのは、お父さんが持っているので、自分はどうしたらいいのかわからないという方であったり、既に別府の温泉に関する資料をたくさん持っていて、個人的にアーカイブ化していく。要は公衆の利用に期すために開放していくような活動をしている個人の方もいたり、東京の古書店街に行くと、別府の絵はがきというのを結構売っていて、つまり散逸しているわけです。それを放っておくといろんなところに散逸するので、自分のお金で買い集めて保存して、それをデジタルデータにして持っていくみたいな活動をしている人もいたりするわけですね。そういう方々は別に豊かなわけでもなく、本当に自費で一生懸命やっているわけですが、そういう中で図書館がもっと果たす役割というのがあるのではないかと思うわけです。住民がそのような形で所有している郷土の歴史文化資料の保存、そして活用について、別府市の図書館としてどのような方針を持っているかお聞かせください。

○次長兼社会教育課長（高橋修司君） お答えいたします。

歴史文化資料等の寄贈依頼があれば、その資料の歴史的・文化的価値を調査し吟味し、できるだけ可能な限り所有者の意向に沿った形で受け入れをし、展示等市民の利用に供したいと考えております。しかしながら、現状ではスペースの問題等課題が多く、昨年度末に策定いたしました図書館・美術館整備基本構想を基本に、今後は基本計画策定に向け専門職員の配置や施設のスペースの問題、それらに伴う資料の問題等につきまして調査研究をしていきたいと考えております。

○7番（野上泰生君） 結局、寄贈があれば受け入れる。今後、そういった専門職員等は、スペースがないというのが1つあって、専門職員の配置は今後の研究課題ということなのですね。別府市の図書館行政、図書館政策の中ですばらしい点もあって、それは各学校に司書さん

を配置している、これはすばらしい。ただ最近、例えば新規図書の購入の予算が半分には減らされています。これはスペースがないから、書架がないから。そして正規の司書がない。これもほぼ、ほかのところではあり得ない状況で、結局は正規の司書さんがやるべくそういった郷土の歴史文化資料を調査するとか整理するとか、そういったところがなかなかされずに行われているというのが実は現状で、図書館・美術館を新しくつくるという、これはハードであって、ソフトの部分は今すぐにもできるわけです。したがって、私は、来年度からでもいいですから、しっかりとこの地域の歴史文化資料をどのように扱うのか、具体的な政策として提案していただきたいということをお願いいたします。

次に、別府学についてお伺いします。

別府学は、正直すばらしいとっていて、いわゆる義務教育の9年間に別府のことを勉強していく時間ができる。私たちの年代も、実は別府のことを学校で習った記憶というのがほとんどないですね。古墳時代とかエジプト文明とか習うわけですけども、実は地元、自分たちが生まれ育ったまちについては一切知らないまま大人になっていくという、これは非常に不幸なことで、今、長野市長が始めた別府学というのは、そういう意味ではすばらしい。私もずっと路地裏のガイド等をしていましたが、やはり地元の子どもたちを案内する機会もあって、知るとすごく喜ぶし、楽しい。自分自身も別府のことを知らなかったけれども、活動の中で別府のことを詳しくなっていく中で非常に愛着が湧いてくるということで、何よりも驚いたのが、先生たちが意外と別府のことを本当に知らないですね。そういう意味では、この事業をしていく中で当然先生たちも予習をしたりしていくわけで、先生方が別府のことに詳しくなって、そして子どもたちに伝えていくというのはすばらしいな。できれば親御さんとか、もしくは外から来る観光客の皆さんにもこのような資料が伝わればよいなと思っています。

先ほど販売の提案もありましたけれども、今どきですから、もうPDFか何かにして配布できるような形にすればお金もかからないし、買うほうも簡単にダウンロードできるので、ぜひその辺も考えていただきたいと思っています。それほどすばらしい資料だなと思って、議会に配られたときに見て感動していて、思わず写真を撮ってフェイスブックにシェアしたのですが、その後、中を見ると、カメラ目線の市長と目が合って(笑声)、ちょっとこれはびっくり。これが今はやりの「忖度」かというのが、率直な感想でした(笑声)。本当にちょっとびっくりした。ただ、そのときはそれで、そういう感じかなと思っていたら、その後新聞の報道もあって、これはちょっときちんと確認しなければなのがあるわけです。

ああいうふうには新聞報道までされて、教育長のコメントも出ていました。市長もありました。どういう見解を持たれているかお聞かせください。

○次長兼社会教育課長(高橋修司君) お答えいたします。

別府学の記載内容につきましては、ふるさと別府に関する学習教材でありまして、特段問題となるものではないというふうに考えております。

○7番(野上泰生君) 市長、教育長の直接の見解がもしあればお聞かせ願いたいわけですが、きのうも平野議員が言ったとき、やはり平野議員も違和感を持った、私も持った。理由は、やっぱり教科書というのは教室の中で使われるものであって、その中にいわゆる現職の政治家の写真が出るということが果たしていいのかなというところで違和感を持ったわけですね、法律に違反しているかどうかというのは別として。そういう中で理由をいろいろ聞いていくと、先ほどあったように、なかなかチェックができなかったということなのですが、やはりそれは理由にならないと思っています。もし見解があれば、ちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

○教育長(寺岡悌二君) お答えをいたします。

別府学につきましては、本当、別府のすばらしさを学んで将来のまちづくりにつながるというようなことを、子どもたちに身につけてもらいたいという、そういう願いと思いがございまして、市長の公約にもございますけれども、でも公約に限らず本当に大事なことだと思っていました。

今回は本当に高い評価を議員さんたちからいただいている反面、そういうような御意見もあるということで、教育委員会としては、特段問題はないというふうに最初は思っていたのですが、そういう意見があるということでございますので、本年度、各学校あるいは保護者、子どもたちの声も考慮しながら、また取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○7番（野上泰生君） せっかくいい教材だし、すばらしい制作品ですね。余分な何かマイナス点があるのはもったいないと思っていますので、ぜひ考えていただいて対応していただければと思います。ただ、今のを回収してどうこうとか、そこまで言う気もないし、やはり市長の思いというのがあると思うのです、別府学への。そういう場合は1枚の紙に書いて、親御さんにちゃんと渡るようにしていくとか、そういう感じでまとめていただけるといいのではないかと正直思っていますので、ぜひまたいい感じで書いてください。お願いします。

次は、計画行政について。

計画行政というとかたい感じがして、今、市長さんがやっている「湯～園地」とか、これはすばらしいと、本当に観光をなりわいとしている者としては感謝します。そういったこう、去年の今ごろ、地震が起きて、いわゆる非定型というか、臨時の対応を迫られていく中、それから秋にONSENアカデミアで発表した動画が「やってしまった」というやつで、異常な反響があって、それに追われていくという中で非常に忙しいだろうな。そして、ただ一生懸命やってくれているのだろうなということを思っています。そういうふうなすごくこう、何というのかな、発信というか、発信していく部分というのはすごくうまくいっているし共感も得ているというふうに思っていますが、一方で別府市としてより大事なものは、もっと地味な部分。恐らく行政の9割以上を占めている地道な部分ですね。これこそがやっぱり市民生活に直結していくものであって、このあたりをいかにしっかりと回していくかというのが大事だと思っています。そういう意味で計画行政という、ちょっとかた苦しいですけども、そういった基本的なところをどう回していくかということが大事だと思っています。

別府市には、やはり行政の計画の体系があって、基本計画から実施計画という形で、実施計画は毎年つくられている。実はこれまで2年間、ちょっと実施計画が公開されていなかったのですが、議会でも、ちゃんと公開してくださいとお願いしていた中で、ことしの3月に初めて公開していただいたということは感謝します。その実施計画を読ませていただいてちょっと不思議に思ったのが、実施計画の中に「議会の予算委員会の説明資料を見てください」というのがほとんどあって、いつのタイミングでこの実施計画というのはつくられているのかちょっと疑問に思ったので聞かせてもらいます。

実施計画というのは、別府市の後期基本計画の中でも、やはり総合計画はプランであって、実施計画はプログラムで非常に大事なものだ。この実施計画を前提に予算がつくられて執行されていくというふうなことを書かれているわけで、何となく議会審議が終わった後に実施計画が出てきて、その中に、議会の審議資料を見てくださいというのと、その後につくるのというふうに、何か不思議に思っちゃうのですけれども、実際のところどうなっているのかお聞かせください。

○総合政策課長（本田明彦君） お答えをします。

事業が予算化されるまでの流れですけども、10月に実施計画の調整会議といったも

のが開催をされます。その実施計画の調整会議で最終的に実施計画の採択事業が決定をします。その時点での実施計画は、財政収支の中期見通しの基礎資料となります。予算編成には実施計画で採択された事業以外は予算要求できないといった不変のルールがありますが、このルールを踏まえて各課は予算要求書を提出いたします。その後、財政担当のほうはその予算要求書を見て事務事業の内容を精査して要求額を調整、年明けの市長査定を経まして、当初予算の案ができ上がります。その当初予算案を3月の議会に上程して、議会の議決後に計画額と実施計画の計画額と予算額を置きかえる、そういった作業を行って、最終的に実施計画書ができ上がるといった流れとなっています。

- 7番(野上泰生君) やはり実施計画というのは、予算の編成の前につくられている。ただ、その数字自体は予算編成を通じて変化するので、なかなかその時点では表には出せない。それは理解できます。実際我々が、では予算審議するとき、予算の説明資料というのは多分かなり時間をかけてつくられていると思うのですけれども、それ、実施計画をそれにしたらどうかというのが1つの提案なのです。というのも、我々が審議していく中で単年度の予算だけを見るよりは、これから拡大していくとか、これから縮小なのだとか、そういうトレンドもやっぱり見ていきたいし、実施計画の中の位置づけがどうなっているとか、そういうのを知りたいわけですね。ところが、予算審議の後に実施計画が出るという形になるとなかなか、3カ年ですけれども、どういうふうに考えているかという思いが読めないまま予算審議をしていくという話になるし、実際行政側も予算審議用の資料をつかって、その後に実施計画をまた完成させていくという話なので、年末には予算編成がほぼ確定しているのであれば、実施計画という形で予算審議用の資料をちゃんと整備していただければ、それを我々も見て議論してできるというふうに思っていますので、今すぐ答弁できないということだったのですけれども、要はお互い無駄な作業もしたくないし、我々も審議を深くいきたいので、ぜひそのあたりはもう一回検討して、実施計画のあり方ですね。また、もちろん2年目、3年目というのは変化すると思っていますが、当該年度から先にかけてどういうふうに展開していくのかということも必要だし、考えたいし、何よりも市民の方に開示していく資料の中で、これは議会のこれを見てくださいとかという、ああいうやり方ではなくて、実施計画というのは重要な位置づけなので、実施計画をしつかりつって、議会の説明資料はむしろ軽くしていくというような形に変えていただける、これは議会との話し合いになると思うのですけれども、変えていくということを提案させていただきます。

次ですね、施策評価への取り組みについてお伺いします。

これ、別府市はいわゆる事務事業評価というのをしていたのですね、過去。平成25年に行って、それ以来していないという。その当時の課長さんとはよく議論をさせていただいたのですけれども、どうしてやめたかという、実は細かな事務事業レベルの評価を幾らやっても、実は投入する労力に応じて成果がなかなか出にくくなっているというのが、当時の理由でした。ただ一方で、やはり政策のPDCAを回す、政策の精度を上げていく上でもこういった評価は大事だよということで、平成27年には、当時の国実委員長が決算特別委員会で行政評価制度の構築が急務である、28年にも黒木委員長で、さまざまな観点から事業評価を行うことが大事だということが議会から求められているわけですね。

平成25年にさかのぼって12月議会でも当時の政策推進課長は、本市の行政評価はまだ事務事業評価の段階であると。要はそれではなかなかきちっとした成果が上がりにくくなっているが、最終的には施策評価、さらには政策評価まで目指していく。そのためには総合計画から実施計画、それから予算編成まで連動するような仕組みをつくる必要がある。現在の事業別予算は、もう導入から20年以上たっているもので、仕組みが古くなっている。いずれ早い段階で事務事業の棚卸しを行って、施策体系別に再構築する必要がある

というふうに答えているわけですね。それについて、現在まだ何もその具体的な取り組みが見えてこないのですが、どのようになっているかお聞かせください。

○総合政策課長（本田明彦君） お答えします。

行政評価制度の必要性というのは十分認識をしておりますが、現状では総合戦略の進捗管理が最重要課題と考えております。総合戦略の着実な実現に向けて総合戦略の推進委員会、それから別府市まち・ひと・しごと創生本部会議の中でPDCAサイクルを確立する手法を現在検討しているところです。

○7番（野上泰生君） 今、総合戦略というものが、長野市政になって国からも言われて一生懸命進めていく中で、やはりそこは優先されてきているというのは理解しています。その中で今回、総合戦略に該当している幾つかの——30超かな——事業について評価を入れていくということも理解しております。ぜひともやっていただきたいのが、その中の事業に関していわゆる今までやってきたのは事務事業評価という、個別の事業コードごとの細かな事業を投入した資金や人手に対してどれぐらい成果が上がったかという、どういう結果が出たかという、そういった評価ばかりをしてきていて、それは既に、それをやっても意味がないというのが平成25年段階での結論なのですね。

そうではなくて、やっていただきたいのは施策評価。例えば施策、難しいので、政策が例えば観光であれば、別府市全体の入り込み客を何万人にして、GDPというか、稼ぎをどれぐらいにして、雇用をどれぐらいという、大きいところはやっぱり政策、観光政策で、そのためにはインバウンド部門をこのようにしていこうという、これが施策だとしたときに、今の事業というのは一つ一つのWi-Fi環境を整備しようとか、クルーズの受け入れましようというのが、これは事務事業という、そういったふうに分けるとしたときに、そのWi-Fiがちゃんと動いたかどうかとか、クルーズが何隻来たかというのを話しても、余り意味がないのですね。それはもう各課長補佐さんとか課長さんが、それがちゃんとできているかを判断すればいい話であって、そういったWi-Fiや、そういったものをいきながら実際インバウンドのお客様がどれぐらい来たかとか、そういうところをちゃんとやる中で、Wi-Fiも要らないのでやめだとか、もっと本来ならこういうことをやらなければいけないから次からという、そういった施策単位で大きく妥当性とか有効性を考えて入れかえていくのが施策評価。

これはやっぱり僕は部長さんのマネジメントだと思っているのです。ぜひ各部長さんが、そういったマネジメントの中でいわゆる施策評価、言い方は何でもいいです、そういった事務事業の塊を思い切って評価してスクラップアンドビルドしていく。そういったことをすべきだと思うわけですが、考えをお聞かせください。

○企画部長（悴田浩治君） お答えをさせていただきます。

各部長が大きな事業のマネジメントをすべきだというお考えでございます。それにつきましては、今回の機構改革の中で「政策市役所」というものを目指し、各部のほうに政策担当課を配置したところでございます。

これからは、それぞれの部局内で政策担当課が中心となりまして、部局内それからまた部局外との調整を図りながら、部長のマネジメントの中で議員御指摘のそのPDCA等を回しまして、選択と集中という意味決定ができるような、そういう組織体制の構築、これを図っていきたいというふうに考えてございます。

○7番（野上泰生君） 3年目から機構改革で「政策市役所」ということになったのを大変期待しています。幾ら部署ができたとしても、やはり選択と集中の判断ができないとマネジメントではないと思っていますので、ぜひやっていきながら大胆に部長さんが有効性を評価しながらマネジメントしていくというような形になっていただきたいというふうに思っています。そのためには、今回やる総合戦略の評価に関しては大胆な、個別の事務事

業云々ではなく大きな施策単位でどうなのだというような議論をぜひ展開していただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

次に、行財政改革についてお伺いします。

まず、自治基本条例についてなのですが、これはまだなかなか意見がまとまっていないということで、こちらで意見だけ言わせてもらいます。

2001年に地方自治法が変わって、自治体自体の経営というものが問われる時代が来ていると考えています。そういった中で「自治体の憲法」と言われる自治基本条例を制定する自治体が、今ふえてきている。最近ちょっとブームが終わったのかもしれませんが、調べた平成29年4月においては、全国で365の自治体、全国の自治体1,700あるわけですから、およそ2割の自治体がこの自治基本条例を制定している。

なぜ自治基本条例かという話ですが、やはり我々行政にとっていくと、市役所が市民の皆様に対してどのような形で対応・接していくのか、議会はどのようにやっていくのか、議会と執行部はどういう関係でいくのか。そういった基本的なルール、ガバナンスの仕組みを規定していくのが自治基本条例だと考えています。恐らく今細かな条例でたくさんばらばらとあると思うのです。協働のまちづくり条例にしても、そういったことも含めて全体的な自治体としてどのようなまちを目指し、そしてどのような形で行政が役割を果たすか。それを定めていくのが自治基本条例で、多くの住民の皆様や議会と執行部が議論を重ねていきながらつくり上げていくというプロセスになると思っています。

このプロセスこそが大事であって、これは提案なのですが、ぜひ長野市政を担っていく若手職員さん、これから結構管理職が相当やめていく状況になっていて、やはりその管理職、マネジメントのできる職員さんを育てる必要があると思っています。そういう職員さんを育てるという意味においても、この自治基本条例をつくることでやはり勉強する機会を与える。日ごろの業務から少し離れて、もうちょっと大きなところで議論するとか、住民の皆様とお話をするとか、議会の我々とも対話していくとか、そういう機会をぜひ与えてあげて育てていただきたいということで、この自治基本条例はそういうきっかけとなるような形で制定を目指したらどうかというふうに思うわけです。もちろん条例制定権は議会ですから、議会と一緒にやってつくり上げていくということが求められるわけですが、その辺はお願いということで、また後で聞きますので、ぜひよろしくお願いいたします。

今が行財政改革の中で、行政改革の中のガバナンスの基本ルールを自治基本条例と位置づけたときに、つくってください、つくったらどうですかという提案でした。

次は、そのガバナンスの中でも一番大事なのが、やはり意思決定権を持つ我々議会であったり、市長さん、副市長さんが、どのようにみずから身を正していくか、それをわかりやすくするか。そういうところがやはりないと、なかなか職員の皆さんもついてきてくれないのではないかとこのように思っています。

そこで、別府市議会では、ちょうど2年前に議員の政治倫理に関する条例というのをつくって、結構厳し目のやつを当時つくったというふうに思っています。ただ、一方でその条例の範囲は議員だけであって、市長さん、副市長さん、教育長さん等は含まれていない。それ以外非対象の状態が続いているわけです。そのことについて現状、特別職の政治倫理条例というものを執行部として考えて提案するかどうか。その辺についてどのように考えているか、お聞かせください。

○共創戦略室長（原田勲明君） お答えいたします。

市長の資産等につきましては、政治倫理の確立のための別府市長の資産等の公開に関する条例を平成7年12月に施行し、公開をしているところでありますが、特別職の政治倫理条例につきましては、平成27年第2回市議会定例会におきまして、市として提案する考えを持っていないということをお知らせいたします。

市長を初めとする特別職につきましては、行政運営の公正を確保するために常に高い倫理観が求められているわけでありますが、これは条例の有無にかかわらず、公職者として当然保持をしなければならないものだというふうに考えております。したがって、現時点におきましても、特別職の政治倫理条例を提案する考えはございません。

- 7番（野上泰生君） ちょっと残念だというのが、率直な感想です。やはりこういうガバナンスをつくる上で、いわゆる経営陣が身を正すというのを形として出していくものが政治倫理条例だと思っています。

もう1つは、今回の政治倫理条例は議員のものなのですが、審査会というものが設置されていないのですね。したがって、外部の者も入らずに、やはり条例としては不十分だ。しかも、どうして、では審査会が入らないかという、そもそも審査会というのは市長が設置すべきものであって、そういう意味では執行部と連携をした条例をつくっていく必要があるというのを私は考えています。

したがって、今後もそういう考えであると思いつつも、私としては一緒になっていい政治倫理の条例をつくっていきたいというふうに提案をして、お願いをしておきます。

では、次に行きます。ガバナンスの根幹となるものは、そういう部分に加えてやはり情報の公開、公開というよりはむしろ私は積極的に開いて、「開示」という言葉を使いたいわけですが、残念なことに5月29日のまた地元の新聞において、別府市の情報公開度というものが非常に低い、県下でも18位。下は1つしか自治体がないという、そういう点数をつけられて、ちょっと不名誉だなと思うわけですが、この原因についてお聞かせください。

- 総務課参事（本田壽徳君） お答えいたします。

新聞報道でも触れておりましたが、工事などで指名競争入札を実施する場合の根拠法令が記載されていなかったことなどが、低い評価になった原因と思われれます。

- 7番（野上泰生君） では、その今答弁があったような根拠法令が記載されていなかったということについて、どう対応しているかお聞かせください。

- 総務課参事（本田壽徳君） お答えいたします。

根拠法令の記載につきましては、指名競争入札を実施する前に行います執行伺、この様式を見直しまして、根拠法令を記載する欄を設けまして、現在は根拠法令を記載するようにしているところです。

- 7番（野上泰生君） では、新聞で、これは大分市民オンブズマンさんの調査によるわけですが、そこで非常に大きなマイナスポイントとなった部分については、対応が終わるというふうに理解しました。

一方で情報の公開というものはそれだけではなく、非常に大事だというふうに思うわけですが、この情報公開、市の情報公開に対しての改善のため、現状どういうふうな取り組みを行っているかお聞かせください。

- 総務課参事（本田壽徳君） お答えいたします。

昨年の決算特別委員会での指摘も受けまして、平成28年度に支出しました補助金について、支出状況や成果などを市のホームページで公表するための作業を進めているところでもあります。また、情報公開制度を説明しております市のホームページにつきましても、レイアウトや内容を見直し、よりわかりやすくするとともに、公開請求の手続も簡素化できるところがないか、見直しを図りたいと考えております。

- 7番（野上泰生君） 議会からもしつこく指摘をしてきて、いわゆる各種団体への補助金ですね、その部分がなかなか、従来ずっと同じような形で繰り返されているので、もう少し公開することによって、要は多くの方が目を入れてそこを改善していく、要は成果を高めていくという提案の中で、今回からそういった各種団体とのやりとりの書類を全て

市のホームページ上で公開していくということに関しては高く評価していきたいし、よかったと思っています。また、手続等を簡素化して公開請求をしやすくする、アクセスをなくしていく。それもよかったなと思いますので、ぜひいろんな形でとにかく情報公開もしくは開示ですね、積極的に情報を出していくところを、情報発信とか、その辺は大変上手なのですけれども、この行政の基本的なところを公開していく部分に関して、より高いレベルでの活動を求めています。

もう1つですね。ひとつ気になったのは、市が事業者に委託をして行った調査の報告書について、これは公開なのかどうなのか。取り扱いをお聞かせください。

○総務課参事（本田壽徳君） お答えいたします。

御質問の報告書につきましては、職員が職務上作成し、または所属した文書として別府市情報公開条例第2条第2号に規定します公文書に当たります。また、同条例第7条では、公開請求があったときは、個人に関する情報など、同条の第1号から第6号までに掲げる非公開情報を除き、請求に係る公文書を公開しなければならないと定めております。したがって、報告書に条例で定める非公開情報がある場合は非公開、もしくは非公開部分を除いて公開することになります。また、非公開情報が含まれない場合については、その全てを公開することになります。

○7番（野上泰生君） つまり、別府市が委託で出したような事業に関する報告書は、原則は公開なのだ、どうしてもできないところは墨で塗り潰してでも出す、これが基本ルールだというふうに理解しています。

なぜこれを聞くかという、実は平成27年度に国のお金を使って行った地方創生の基本的な調査、これはCCRCとかDMOとか幾つかの情報に対して数千万円のお金を使ってコンサルタントに依頼した成果物ですね、調査報告書。これが非開示になっているのですね。もちろん公開請求をすれば出るのでありますが、私は、国のお金を使って調査したものは国民の財産だと思っていますので、ぜひ速やかに公開をしていただきたい。これは企画のほうの担当だと思うわけですが、やはり税金を使って調査をして、いわゆるそのノウハウですよ、それを、ノウハウは出たくないというふうに閉ざしてしまうのか、ノウハウを出してみんなで考えましょうというのか、それでやっぱり大きく違うと思うのですね。今は、もうシェアをしてそういう知識を共有していきながら、ともに高め合おうという時代ですよ。そこを我々が非開示で、我々のノウハウだからと囲い込んでいくと、恐らく周りには協力してくれない。ですから、ぜひもっとオープンになって、そういった知的な財産ですから、ぜひ出していただいて、これからの別府をどうつくっていくか。別府の成長のための戦略の報告書であるがゆえに、ぜひそこは別府市民だけでなく日本中の方々に公開をしているような意見とか、私もここなら協力できるとか、そういうところを募るべきだというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次は、任期付職員制度の活用について。

これは、当会派長の山本議員がやったことと同じです。やはりきょうの新聞でも同じように報道されていまして、人事院は、国だったらこういうことはないというふうなことを新聞にも書かれていました。私も実は人事院の任期付制度の担当者にお電話をして確認をしましたが、やはり国の場合は、公務員の時代にやっていた職務をそのままやることに対してこの制度を使うということは基本考えていないし、国の人事委員会にそういう提案が出たときは、間違いなくそれは不採択、拒否されるでしょうという答弁、回答を得ています。

つまり、やはり今回のやり方というのは余り適切ではなくて、本来なら再任用制度の枠の中でどうやって使うか。当然ながら時間とか責任が大きくなるのであれば滞留を考えていくような、そういったやり方が適切だったのではないかというのが私の意見です。これもやっぱりガバナンスの話でして、この人事というのは根幹の話ですから、やはりそうい

うことがちょっとこう、おかしな、運用していくとがたがたと崩れていくわけですから、ぜひここも意見として言わせていただきます。

次に、財政状況と情報開示についてお伺いします。

これは予算委員会等でも別府市の財政の収支見通しについて、副市長のほうから改善の取り組みを示して、いわゆる公表していくというふうな回答を得ているわけですが、これについていつごろの予定か、もう一度お聞かせください。

○財政課長（安部政信君） お答えいたします。

今年度、行政改革大綱とその実施計画となります推進計画、これを策定することとしており、5月19日に行政改革推進審議会を設置し、既に着手をしておるところでございます。その推進計画の中で改革項目の具体的な改善への取り組み、それと、その取り組みにより見込まれる歳入歳出の改善額である、いわゆる行革の効果額というものをお示ししていきたいと思っております。それとあわせて、その行革の効果額を反映させた財政収支の見通しというものを示し、財政運営の持続可能性について説明をしていきたいというふうに考えております。

時期については、今年度末までに公表をしたいというふうに考えております。

○7番（野上泰生君） 財政収支の中期見通しというのが、例年秋に発表されていると。今までの中期見通しの中においては、いわゆる最悪のシナリオだけが示されていて、何年後かには50億を切りますみたいな、そういった話、そういうストーリーだけが提示されていて、本来であれば財政改革をしてどれだけの財源を浮かして、だからその財政改革をした結果、これぐらいのところまで要は是正していくのだという、そういった計画を出すべきであるというのが私たちの指摘なのですね。そこに対して前回の予算委員会においては、決算委員会のときまでに出しましょうという話をいただいていたわけですが、一方で、最近聞き取りをしていくと、やはり別府市としてはこれから行政改革大綱をつくっていく。それは当初、たしか今年度中につくって、来年度に実施計画をつくるという話だったので、推進計画をつくるという説明だったと理解しているわけですが、今や、それを1年間前倒しをして、今年度中に推進計画まで行くのだということを知っていて、それに関しては非常にスピード感が早まったわけですから、いいことだなと思っています。その推進計画をつくる段階において具体的な削減額とか財源を捻出する金額ができてくるので、そのときに出させてほしい。つまり逆に言うと秋には間に合わないけれども、来年度末までにはしっかりと数字が出るという回答をいただいたと理解しています。

だから、もう1つお願いなのですが、これは私が予算審議で議論すべき課題だと考えていて、できれば予算委員会までに出していただきたいというのが、私の要望です。そうしないと議論ができない。ですから、ぜひとも予算審議のときに出していただく、そして実施計画も出していただく。そして充実した予算審議をしていく中で、要は最終的にはいい議論をして市民のためになっていくということがあると思いますので、これは要望、お願いですけれども、しておきます。

きょうは、ちょっとガバナンスのこととか、いろいろ言いにくいこともあったり、ちょっと中途半端な質問で突っ込みも甘かったかもしれないのですが、こういう機会をせっかくだいていただいておりますので、できるだけ提案をしていきながらも、言いたいことは言わせていただくということで御理解ください。きょうは、どうもありがとうございます。

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす14日定刻から一般質問を続行いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす14日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。
午後4時32分 散会

